

平成30年11月13日（火曜日）

第 5 号

平成30年
北海道議会 決算特別委員会第2分科会会議録

第5号

平成30年11月13日（火曜日）

出席委員

委員長

沖田清志君

副委員長

太田憲之君

加藤貴弘君

菅原和忠君

白川祥二君

市橋修治君

三好雅君

村木中君

千葉英守君

中山智康君

森成之君

遠藤連君

欠席委員

三井あき子君

出席説明員

経済部長 倉本博史君

経済部観光振興監 本間研一君

経済部食産業振興監 中田克哉君

経済部次長 加藤浩君

経済企画局長 三島斉君

観光局長 近藤裕司君

地域経済局長 田畑洋一君

産業振興局長 野村聡君

労働政策局長 堀泰雄君

総務課長 佐藤昌彦君

経済企画課長 仲野克彦君

経済調査担当課長 佐川泰隆君

観光局参事 山口要君

同 奥河俊明君

金融担当課長 平田庄吾君

産業振興課長 新津健次君

立地担当課長 伊藤雅実君

雇用労政課長 水口伸生君

働き方改革推進室長 大矢邦博君

教育長 佐藤嘉大君

教育部長
兼教育職員監 坂本明彦君

学校教育監 村上明寛君

総務政策局長 土井寿彦君

学校教育局長 岸小夜子君

高校配置担当局長 相馬哲也君

指導担当局長 赤間幸人君

特別支援教育
担当局長 磯貝隆之君

生涯学習推進局長 大川祐規夫君

教育職員局長 宇田賢治君

総務課長 山本純史君

施設課長 相川芳久君

教育政策課長 名子学君

教職員課長 添田雅之君

服務担当課長 伊賀治康君

高校教育課長 山本明敏君

義務教育課長 池野敦君

教育環境支援課長	川 端 雄 一 君	議 事 課 主 査	堤 輔 君
学校教育局参事 (生徒指導・学校安全)	齊 藤 順 二 君	同	高 橋 智 嗣 君
文化財・博物館課長	小 松 智 子 君	同	伊 藤 秀 和 君
		同	田 中 啓 之 君
議会事務局職員出席者		同	渋谷 崇 君
議 事 課 主 幹	永 井 宏 佳 君	同	神 澤 信 宏 君

午前 10 時 開議

○太田憲之副委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔堤主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

白 川 祥 二 委員
三 好 雅 委員

であります。

○太田憲之副委員長 それでは、報告第1号を議題といたします。

1. 経済部所管審査（続）

○太田憲之副委員長 11月12日に引き続き、経済部所管にかかわる質疑の続行であります。
中山智康君。

○中山智康委員 それでは、通告に従いまして、順次質問いたします。

まず、働き方改革についてであります。

道は、平成29年10月に策定した北海道働き方改革推進方策の中で、非正規雇用労働者の働き方に見合った処遇の確保と正社員化の促進に取り組むことを掲げております。

また、今年7月に公布された働き方改革関連法においても、柱の一つとして、「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」があり、同一企業内における、正規雇用と非正規雇用の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても納得できるようにしていくこととされたところであります。

そこでまず、本道の非正規雇用労働者について、就業者全体に占める割合や全国との比較、業種別の状況についてお伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 働き方改革推進室長大矢邦博君。

○大矢働き方改革推進室長 非正規雇用労働者の現状についてであります。総務省の平成29年の就業構造基本調査によりますと、本道の非正規雇用労働者は89万人で、雇用労働者全体に占め

る割合は40.6%であり、全国平均の38.2%に比べて2.4ポイント高くなっております。

また、業種別では、最も非正規雇用労働者の割合が高いのは、宿泊業、飲食サービス業であり、雇用労働者の71.8%、9万人となっており、一方、最も非正規雇用労働者数が多いのは、卸売業、小売業であり、雇用労働者の52.3%、18万8000人となっております。

○中山智康委員 道内の非正規雇用労働者の割合は全国に比べて高い状況にあるわけですが、非正規雇用労働者といっても、自分の都合のよい時間に働きたいといった理由や、家事、育児、介護などの両立を図りやすいからといった理由によって、みずから非正規雇用で働くことを選択する方々もおりますし、一方で、正規の職員、従業員の仕事がないから、やむを得ず非正規を選択する、いわゆる不本意非正規の方もいると承知をいたしております。

多様な働き方を実現する観点から、正社員以外の働き方を全てネガティブに受けとめる必要はありません。働き方改革として、より積極的に多様な働き方の導入を進めていくものではありませんが、やはり、それ以上に、やむを得ず非正規雇用となっている方々への支援を進めていくべきと考えます。

道として、非正規雇用労働者をどのように捉え、どのように対応していこうとされているのか、伺います。

○太田憲之副委員長 労働政策局長堀泰雄君。

○堀労働政策局長 非正規雇用労働者への対応についてでございますが、アルバイトやパートタイム労働者を初め、派遣労働者、契約社員、再雇用の嘱託社員など、就労形態は多様化してきており、自分の都合に合わせて仕事の時間を調整できることや、専門的な知識、技能を生かせることなどから、みずから非正規雇用を選択する労働者がいる一方、正規雇用労働者として働く機会がなく、非正規雇用で働いている、いわゆる不本意非正規の方もいらっしゃる認識をしております。

非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、雇用調整の対象となりやすい不安定な就労形態であり、賃金などの待遇にも差が生じていることから、道といたしましては、引き続き、これらの方々の正社員化や処遇の改善を図られるよう取り組んでまいります。

以上です。

○中山智康委員 本道の非正規雇用労働者の約89万人のうち、不本意非正規は約12万4000人でありまして、全体の約14%ということでありまして、そんなに多いとは言えないわけですが、一方で、経済的に考えると、やっぱり、所得が低いことは問題であると言えます。

また、賃金のみならず、福利厚生、キャリア形成、能力開発などについて格差があると言われておりますが、こうした非正規雇用労働者の待遇改善に向けて、道では、昨年度、どのように取り組んでこられたのか、お伺いします。

○大矢働き方改革推進室長 非正規雇用労働者の処遇改善についてでございますが、就業構造基本調査によりますと、本道の非正規雇用労働者の所得は、199万円以下の方が8割でありまして、正規と非正規では所得に大きな差が生じているほか、道が行った就業環境実態調査によります

と、約5割の企業が、非正規雇用労働者に対する教育訓練の制度がないと回答しております。

このため、道では、平成28年度の宿泊業に続きまして、昨年度は食料品製造業について実態調査を行い、例えば、労働時間の長さや休暇取得率の低さなどの課題に対しては、非正規雇用労働者の技能の幅を広げるための配置がえの実施や時間外労働に対する目標時間の設定などを、また、慢性化する人手不足といった課題に対しては、人材の確保、定着、労働者のモチベーションの向上を図るため、研修制度の充実などといった改善策を取りまとめるとともに、セミナーを開催し、調査結果や改善策などについて報告、公表するなど、その普及啓発にも取り組んできたところです。

○中山智康委員 道では、企業からの相談にワンストップで対応する窓口として、平成28年にほっかいどう働き方改革支援センターを設立し、社会保険労務士などのアドバイザーの派遣などにも取り組んできていると承知しておりますが、非正規雇用労働者の待遇改善に向けて、企業に対し、支援センターではどのようなアドバイスや取り組みを行ってきたのか、伺います。

○大矢働き方改革推進室長 働き方改革支援センターでの相談対応についてであります。平成28年12月のセンターの開設から現在まで、業務改善や経営指導、就業環境の改善など、300件を超える企業からの相談に対応しているところであり、このうち、非正規雇用労働者の処遇改善などに関しましては、正社員への転換に関する就業規則の規定の整備や、正社員化を図る際に利用できる給付金の申請に関する相談に対応してきたほか、昨年度は、有期労働契約の無期転換ルールに関する相談が多く寄せられたところです。

このほか、こうした処遇改善にもつながる会社の収益改善、売り上げや利益の向上策などについての相談に対しては、中小企業診断士により、業務の効率化、販路開拓の取り組みの強化などのアドバイスを実施しているところであります。

○中山智康委員 これまで、非正規雇用への対応などについて伺ってまいりましたが、いわゆる不本意非正規で、正社員として働くことを望んでいる方々がまだ約14%いるということでありませう。

また、不本意ではなく、働き方の選択肢の一つとして、みずから非正規雇用を選択した方でも、正社員に比べて賃金などの待遇面で不利な状況にあるわけでありまして、非正規労働者の正社員化の促進など、非正規労働者の待遇改善に向けた取り組みをしっかりと進めていくべきと考えますが、認識をお伺いします。

○太田憲之副委員長 経済部長倉本博史君。

○倉本経済部長 働き方改革に関し、今後の取り組みについてでございますが、道では、非正規雇用労働者の処遇改善に向けて、これまで、非正規の比率が高い業種について実態調査を行い、改善策を取りまとめるとともに、モデル企業において、その改善策の実践と検証を行い、働き方改革として取り組むべき具体的な項目や標準的な手段を示した改革プランづくりに取り組んでいるところであります。

また、本年4月から、有期契約労働者の無期転換の申し込みが本格化していることや、働き方

改革関連法において、正規と非正規との不合理な待遇差をなくすための規定が整備されたことなどを踏まえ、国と連携し、企業に対する説明会を開催するとともに、センターに寄せられた相談事例や改革プラン等について、労働セミナーなどを通じて、その周知を図るなど、今後とも、働き方改革推進方策に基づき、本道における非正規雇用労働者の処遇改善が進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○中山智康委員 ありがとうございます。

正直に言って、働き方改革が進んできたというよりは、むしろ、人口減少による人手不足が問題でありまして、一人一人がスペシャリストになっていかなきゃいけないということだと思いません。

そういった意味で、ぜひ、不本意非正規の解消並びにキャリアアップということについて、今後もしっかりと頑張っていただきたいと思っております。

次に、観光振興についてお伺いをいたします。

道においては、現在、平成32年度までを計画期間とする北海道観光のくにつくり行動計画に基づき、観光施策や事業に取り組んでいるところでありますが、今回は、平成29年度の事業の実施状況や、平成25年度から29年度までの前計画の目標の達成状況などを中心に伺ってまいります。

平成29年度の観光局の施策体系によると、観光予算の合計額は約20億5000万円で、そのうち、観光振興機構への負担金は約15億6600万円となっていますが、それぞれ決算額は幾らだったのか、不用額が大きい事業と不用額が生じた理由について、あわせてお伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 観光局参事山口要君。

○山口観光局参事 平成29年度決算についてであります。平成29年度の観光予算の合計額は約20億5000万円、これに対する決算額は約18億7000万円、観光振興機構への負担金、補助金の予算額は約15億6600万円、これに対する決算額は約15億3200万円であります。

また、観光局が執行した事業のうち、不用額が大きい事業といたしましては、北海道観光を支える人材の育成・確保事業が、予算額の約8000万円に対し、決算額は約2800万円、不用額が約5200万円となっておりますが、これは、予算要求の時点において予定していた貸切バス乗務員職業セミナーなどが、国の事業の見直しにより中止となったことが要因となっているところであります。

以上でございます。

○中山智康委員 決算の額面においては問題がなく、問題があるとすれば、その内容についてだと思っております。

観光予算の大半を占める観光振興機構への負担金について、平成29年度の観光振興機構における決算額と道の負担金が占める割合はどのような状況になっているのか、観光振興機構における自主財源の状況とあわせてお伺いをいたします。

○山口観光局参事 観光振興機構の予算の執行状況についてであります。平成29年度の観光振

興機構の支出額の合計は約16億4400万円であり、そのうち、道からの補助金は約5700万円、負担金は約14億7500万円となっており、道からの補助金等の合計額が観光振興機構の支出額に占める割合は約93.1%となっているところであります。

また、観光振興機構における自主財源といたしましては、旅館、ホテル、市町村、観光協会、観光団体等からの会費収入や負担金が約9900万円、その他、キャラクター販売収入や受託事業収入が約1600万円、合計で約1億1500万円となっているところであります。

以上でございます。

○中山智康委員 観光団体等からの会費収入や負担金が9900万円、キャラクター販売収入や受託事業収入が1600万円、合計で1億1500万円でありまして、道からの補助金、負担金が全体の93%を占めるということでありまして、自主財源が極めて少ないと言えらると思ひます。

そこで、観光振興機構においては、広域連携DMO法人として自主財源の確保に努めることにしており、昨年度までに自主財源の確保に向けた方策を検討するとしておりましたが、方策の内容について伺うとともに、今年度の取り組み状況について、実績も含めて伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 観光局長近藤裕司君。

○近藤観光局長 観光振興機構の自主財源の確保に向けた取り組みの状況についてでございますが、観光振興機構が本年3月に策定した第3期中期事業計画におきまして、今後3年間における目標を定めて、新規会員企業等の獲得や広告収入の確保、さらには、新規自主事業の実施に向けた継続的な検討を行うこととしたところでございます。

観光振興機構では、この計画を踏まえ、未加入の市町村や観光関連企業のほか、インバウンドの増加に伴って好調な業績を上げている食品や小売の関連企業などに対する会員加入の働きかけを強化することとし、職員の派遣元企業のネットワークを活用するとともに、市町村に対しては、道職員も加入活動に同行するなどして、会員拡大に向けて精力的に取り組んでおり、昨年度を上回る会員獲得が図られているところでございます。

また、新規自主事業につきましては、観光関連企業の関係者等から、観光振興機構が実施すべき事業や手法、実現の可能性などについての意見を伺うなど、検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○中山智康委員 中期事業計画において、新規会員企業数の目標はどれぐらいでしたか。それと、1社当たりの会費は幾らなのか、伺いいたします。

○山口観光局参事 新規会員企業数の目標についてでございますが、3カ年で約60企業という目標を定めております。

また、一会員の会費についてでございますが、年間で6万円となっております。

以上でございます。

○中山智康委員 それで、自主財源という話になってくると、60社で6万円では、ふえる額は余り大きくないわけでありまして、広域連携DMOとして戦略が必要だと思ひているのです。

そういった意味で、ぜひ、戦略についても試行錯誤をして、自主財源をふやすように頑張りたいと思います。

また、自主財源の目標額もぜひ検討していただきたいのです。そこが判然としないと、リーディング産業として自分たちが背負っていくのだという意気込みが少し感じられない部分があるので、ぜひとも、その辺はお願いしたいなと思っています。

次に、平成25年度から29年度までを計画期間とする観光のくにづくり行動計画において、平成29年度の目標指標として、7項目、12個の目標を掲げておりますが、29年度における達成状況について、それぞれお伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 観光局参事奥河俊明君。

○奥河観光局参事 計画目標の達成状況についてであります。第3期観光のくにづくり行動計画に掲げた目標指標のうち、滞在型観光地づくりなどに向けた目標に関しましては、道内外の観光客の食事に対する満足度や、道外観光客の接客サービスに対する満足度、外国人1人当たりの観光消費額については目標値を上回ったところでありますが、道外観光客の平均宿泊数や、道内外の観光客1人当たり消費額、道内観光客の接客サービスに対する満足度のほか、道外観光客におけるリピーター率や、体験型観光を目的に訪れる割合については目標値を下回ったところでございます。

また、旅行市場の拡大に向けた目標に関しましては、外国人の来道者数は目標を上回ったものの、観光入り込み客数全体では目標を下回ったところでございます。

○中山智康委員 未達成の目標の理由について、どのように把握、分析されているのか、伺います。

○奥河観光局参事 目標の未達成の要因についてでございますが、道では、計画で定めた目標の達成に向けて、さまざまな施策を展開してきたところであります。そのほとんどの指標で、基準年に比べて、数量の拡大や状況の改善が見られましたが、七つの指標では目標値に達しなかったところでございます。

これらの状況につきまして、特定の要因をもって評価することは難しい面がございますが、例えば、観光入り込み客数に関しては、急速な人口減少や高齢化に加えまして、季節間の格差といった本道特有の課題などが影響していると考えられますほか、観光消費額に関しては、計画の目標設定の根拠とした経済成長率が国の見通しを下回ったことなど、社会経済情勢の状況が一因となっているものと考えているところでございます。

○中山智康委員 観光入り込み客数に関して言うと、人口減少ということがあるかもしれませんが、観光をなぜ促進するのかというと、そもそも、人口が減少しているから、外から人を寄せてくる、そういうことだと思うのです。ですから、そこも踏まえて今後はしっかりとやっていただきたいと思います。

次ですが、新たな計画では、観光産業のリーディング産業化に向けて施策を推進すると承知しており、観光客の分散化や、年間を通じて観光需要の平準化を図らなければ、非正規雇用が多い

宿泊業の体質は変えられないと思います。

今後の観光産業のあり方について、どのように認識し、今後、どのように対応されるのか、伺います。

○太田憲之副委員長 経済部観光振興監本間研一君。

○本間経済部観光振興監 本道の観光振興についてでございますが、交流人口の拡大などによる地域経済の活性化を図っていくためには、観光をビジネスチャンスとして捉え、豊かな食や雄大な自然環境など、本道の優位性を最大限に生かし、国内外の旅行需要をさらに取り込むとともに、全道各地域へ年間を通じて安定的な誘客を図る必要があると認識しております。

このため、道といたしましては、本年3月に策定しました第4期観光のくにづくり行動計画に基づき、国、市町村、観光振興機構などと連携し、新たな観光メニューや新商品の開発などを促進するとともに、地域のさまざまな関係者によるDMOなどを形成しながら、観光消費の拡大と域内循環の促進による稼ぐ観光の実現に向けた取り組みを進めるなど、観光のリーディング産業化を目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○中山智康委員 宿泊業、飲食サービス業の非正規雇用者数の割合は71.8%で、9万人ということでありまして、その状況を見ても、やはり、まだまだリーディング産業とは言いがたい部分があるわけでありまして、そういったことを払拭することが大事だと思うのです。観光振興機構にしても観光局にしても、そこを踏まえてやっていただきたいなと思っています。

例えば、目標数値の設定についても、以前から言っておりますが、目標は本道全体の目標でありまして、皆さんの施策によって、それができているのか、できていないのかということが明確でないのですよ。ですから、今後、皆さんの施策によって、どういうことができているのかということをお政策評価の中でもしっかりとやっていただきたいと思っておりますし、そういうことをしていくと、観光振興機構こそが北海道の観光産業を担っているのだと胸を張って言えるようになってくるのではないかと思います。

このことに関しては、知事にもお伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、中小企業総合振興資金についてお伺いをいたします。

本道の中小企業は、事業所数で約99%、従業員数で8割を超えており、道内の経済、雇用を支える大きな役割を担っております。

道では、道内の中小企業の経営安定化や事業の活性化を図るため、融資制度として、中小企業総合振興資金貸付金を、毎年度、予算措置しておりますが、その執行状況などについて、以下伺ってまいります。

まずは、中小企業総合振興資金は、毎年度、当初予算で1700億円程度の新規融資枠を措置しておりますが、近年の利用実績は700億円程度で推移しており、最終補正予算において大幅な減額が繰り返し行われております。

平成29年度予算においても、これまでと同様に、新規融資枠を1720億円と設定しておりますが、初めに、平成29年度における資金区分ごとの利用実績についてお伺いをいたします。

○太田憲之副委員長 金融担当課長平田庄吾君。

○平田金融担当課長 資金区分ごとの利用実績についてでございますが、中小企業総合振興資金は、政策目的別に大きく三つの資金から成っております。創業から、成長・発展期のそれぞれの段階に対応したライフステージ対応資金の融資実績は405件、32億6400万円、景気変動など外的要因により経営に支障を来している事業者に対応する経済環境変化対応資金は267件、65億7500万円、一般的な資金ニーズに対応する一般経営資金は5720件、467億9300万円であり、平成29年度の融資実績の合計は6392件、566億3200万円となっております。

以上でございます。

○中山智康委員 新規融資の実績が低調な理由の一つとして、過去に例を見ない低金利水準が続く中、道の制度融資によらず、民間金融機関から借り入れを行っていることが考えられます。

道内の中小企業に対する民間金融機関からの貸し出し状況について伺うとともに、中小企業向け貸出残高に占める道の制度融資の割合についてもお伺いをいたします。

○平田金融担当課長 民間金融機関の貸し出し状況などについてでございますが、国が公表しております、道内に本店を構える市中金融機関の平成28年度末の中小企業向けの総貸出残高は8兆1879億円となっており、このうち、道の制度融資の貸出残高の2121億円が占める割合は2.6%となっております。

以上でございます。

○中山智康委員 たしか、10年前は4%を超えていたという話を聞きました。時代に沿って、公共の役割というのは変わってきていると思うのです。そういった意味で、事業を検証していかなくちゃいけないと思っているのです。

次に、道内の中小企業は、景気の先行き不透明感や後継者不足などにより、借金をすることに慎重であるとの声も聞かれますが、他県も同様の状況にあるのか、お伺いをいたします。

○平田金融担当課長 他県における中小企業の資金需要についてでございますが、金融担当課長を対象とした他県との会議の場におきまして、各県からは、景況感の回復などにより、中小企業には一定程度の資金ニーズがあるといった発言があった一方で、経営者の高齢化や後継者難などにより、借り入れによる事業拡大に踏み込めない企業がふえているとの発言もあったところでございます。

以上でございます。

○中山智康委員 道では、平成27年8月に、融資制度の資金区分や貸し付け条件等の見直しを行っておりますが、新規融資の実績は低調なままであります。

景気動向によると言ってしまうえば簡単であります。民間金融機関からの貸し出し状況や他県の状況を踏まえ、道として、新規融資の実績が低調な理由についてどのように認識をされているのか、伺います。

○太田憲之副委員長 地域経済局長田畑洋一君。

○田畑地域経済局長 新規融資の実績についてでございますが、関係者からの聞き取りによりますと、道内の民間金融機関の中小企業への貸し出し状況は、地域や業種によってばらつきが見られ、また、他県の融資制度の実績は、多くの県で減少傾向となっているところでございます。

道の融資制度の貸し出し状況につきましては、道内の中小企業が、景気の先行きに対する不透明感や後継者難などにより、前向きの設備投資に依然として慎重なこと、また、金融機関が既往借入金の返済条件の見直しに柔軟に対応していることなどによりまして、新規融資実績が減少したものと考えられるところでございます。

以上でございます。

○中山智康委員 経営基盤の強化や事業の拡大などに取り組む中小企業にとって、円滑な資金調達ができる環境を整備することが必要と考えますが、現在の制度融資の仕組みが果たして企業側の資金需要に合っているのか。国の信用保証制度や民間金融機関の動向などを把握、分析し、民間金融機関との役割分担を踏まえた上で、道の制度融資のあり方を不断に見直していく必要があると考えますが、認識を伺います。

○倉本経済部長 制度融資についてでございますが、地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営の安定や事業の活性化を図る上で、企業に対し、必要かつ十分な資金を円滑に供給することが何よりも重要であると認識いたしております。

このため、道では、これまでも、必要に応じて見直しを行っており、平成27年度には、資金体系の簡素化や融資条件の拡充など、制度の大幅な見直しを行ったほか、今年度におきましては、信用保証制度の改正に合わせた融資限度額の引き上げや、市中の金利情勢を踏まえた融資利率の引き下げといった制度の見直しを行ったところであります。

道の制度融資は、道内の中小企業の円滑な資金調達を支援するため、民間金融機関との協調のもとで実施しているものであり、道といたしましては、引き続き、金融機関の融資動向を初め、中小企業の経営環境の変化や資金ニーズを的確に把握し、国における金融政策の動向も見きわめながら、制度融資の利用促進が図られるよう、不断の見直しに努めてまいります。

以上でございます。

○中山智康委員 最後になりますが、確かに、公共の役割として、有事に際して緊急の措置を講ずるために、ある程度、融資枠を大きくとることは必要だと思います。でも、その額が1720億円という根拠が余り見当たらないと思っております。

そして、問題は平時のときなのです。金利が高い時代には、いろいろ役割があったと思いますが、例えば、今のゼロ金利、もっと言えばマイナス金利政策の中で、マネーストックが膨らんでいる状況、要するに、市中銀行もお金を貸したい状況の中で、公共の役割とは一体どこにあるのだろうかということを真剣に考えなきゃいけないと思うのです。

そうでないと、市中銀行ができることを公共がやっているということになりかねないので、ぜひ、公共の役割として、市中銀行ができないことをしっかりと把握しながら、自分たちがやるべ

きことを見出していただきたいと指摘いたしたいと思います。

また、この件に関しても知事にお伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○太田憲之副委員長 中山委員の質疑は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

森成之君。

○森成之委員 それでは、通告に従いまして、経済部所管事項について、以下伺ってまいります。

我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いているとされ、各種の指標を見ても、改善や拡大の傾向となっているところでございます。

このような中で、本道経済についても、同様に緩やかな回復基調が続いているとされているものの、本州に比べると、まだまだ弱いものでありまして、道内の各地域からは、景気回復の実感はないなどの声も聞かれているところでございます。

道では、平成27年に、世界を視野に入れた力強い地域経済の確立を目指す姿とした、地域経済の強化に向けた基本方針を策定し、さまざまな施策を展開しておられます。

こうした中、さきの胆振東部地震は本道経済に甚大な影響をもたらしておりまして、先行きの不安を払拭し、早急な経済の復興を図ることが重要でございまして、今後の経済活性化には、これまで以上の取り組みが求められているところでございます。

そこで、平成29年度の取り組み内容や成果を確認しながら、今後の課題への対応なども含めて、以下伺ってまいります。

まず、平成29年度の本道経済の状況を見ると、さまざまな指標がいまだ明らかになっていないことから判然といたしません。例えば、企業の倒産件数を見たとき、近年は270件前後で推移をいたしておりまして、最悪の時期を脱した感はありますが、一方で、倒産企業の負債総額は700億円に達しているところでございます。

また、倒産件数の減少が見られない地域もあるなど、本道全体の経済が回復傾向にあるとは言いがたいものと考えております。

そこでまず、本道経済の現状認識について、率直に、道としてどのように受けとめているのか、お伺いいたします。

○太田憲之副委員長 経済企画局長三島齊君。

○三島経済企画局長 本道経済の現況についてでございますが、先般公表いたしました、8月の経済指標を中心とした景気判断では、生産活動や住宅建設など、一部に弱い動きが見られるものの、個人消費の回復、来道者数の堅調な推移、さらには、有効求人倍率の上昇など雇用状況の着実な改善など、本道経済の景気動向について、「持ち直している」としたところでございます。

一方、地域や業種によっては、景気回復の実感がないとの声もあるほか、胆振東部地震の発生

により、観光分野や個人消費などで影響が出てきておりまして、今後とも、地域の経済動向を注視していく必要があると認識しております。

○森成之委員 それでは次ですが、本道は、全国を上回るペースで少子・高齢化が進行するなど、労働力不足が大きな課題となっております。

平成29年度の有効求人倍率は1.09となっておりますが、地域間の格差も大きく、業種によっては人手不足が極めて深刻となっているものと考えます。

そこで、人手不足に関し、地域間の格差や業種の現状についてどのような所見をお持ちなのか、伺います。

また、人は、地域の財産でございまして、企業価値の一つでもあります。人材の育成や誘致が極めて重要な課題と考えますが、道としてどのように取り組まれているのか、あわせて伺います。

○太田憲之副委員長 雇用労政課長水口伸生君。

○水口雇用労政課長 人手不足の状況などについてでございますが、本道におきましては、人口減少や少子・高齢化が進む中、景気の回復基調のもと、求人が増加する一方で、求職者が減少し、人手不足が深刻化しており、有効求人倍率を見ますと、地域別では、札幌、函館、旭川などの都市部に比べ、岩内、浦河、根室などの地域において高い状況となっており、職種別では、一般事務や軽作業が低い一方、建設、警備、福祉などが高く、求人と求職のミスマッチが生じていると認識をしております。

道といたしましては、人手不足に対応した人材の育成を図るため、高等技術専門学院において建築技術などの訓練を行うとともに、民間の訓練機関等に委託し、福祉、介護、建設、観光などの分野における研修や訓練を行っておりますほか、U・Iターンフェアの開催や、北海道プロフェッショナル人材センターによるマッチング支援など、道外からの人材の誘致に取り組んでいるところでございます。

○森成之委員 人手不足が深刻化する中、雇用のミスマッチを解消し、地域への就業を促進することはもとよりであります。労働者の処遇改善なども重要である、このように考えます。

平成29年度は、若年者雇用対策関連事業費が1億2200万円、国費を活用した雇用創造プロジェクト事業費が7億1300万円の決算額となっているところでございますが、具体的に、どのような取り組みを展開し、どのような成果があったのか、伺います。

○水口雇用労政課長 雇用対策についてでございますが、若年者雇用対策関連事業では、主に、ジョブカフェを設置、運営しておりまして、札幌のほか、全道の5カ所の地域拠点において、若年求職者等を対象にカウンセリングや就職セミナーなどを実施し、平成29年度では、カウンセリングで延べ1万2379人、セミナーでは7380人など、延べ3万9504人に利用していただいたところでございます。

また、戦略産業雇用創造プロジェクト事業では、平成28年度から平成30年度までを事業期間として、ものづくりや食関連のほか、健康長寿分野の産業振興と雇用対策を一体的に展開し、良質

で安定的な雇用の創出に取り組んでおりまして、企業の技術力向上、新商品開発、販路拡大に向けたセミナーやマッチング機会の提供などの支援を行うとともに、求職者に対する企業説明会、職場研修などの就業支援を実施し、平成28年度から平成29年度の2年間で2029人の就業に結びついたところでございます。

○森成之委員 わかりました。

それでは次に、外国人労働者の受け入れについて伺います。

少子・高齢化がもたらす人口減少により、特に地方や中小企業等の労働力不足が深刻化しているところでございます。

現在、国では、単純労働を含む外国人の受け入れ拡大が検討されておりまして、今月2日に、出入国管理法の改正案が閣議決定をされたところでございます。また、報道によりますと、本日から審議入りするとのことでもあります。

地方や関連業界からは歓迎する声が聞こえる一方で、我が党は、受け入れ分野の明確化や在留資格の厳格化など、入り口での整理が必要な課題も多いものと考えております。

そこで、道としては、このような外国人労働者の受け入れ拡大に向けた動きについて、どのように評価をしておられるのか。また、道として考える課題については、時期を逸することなく、速やかに国に提言していくべきと考えますが、今後、どのように対応しようとしているのか、あわせて伺います。

○太田憲之副委員長 労働政策局長堀泰雄君。

○堀労働政策局長 外国人材の受け入れについてでございますが、グローバル化が進展し、外国人観光客が増加するとともに、さまざまな業種で人手不足が深刻化している中、新たな在留資格の創設により、一定の専門性や技能を有する外国人材を受け入れていくことは、地域経済の持続的な発展にとって重要であると認識をしております。

道といたしましては、新たな在留資格の創設に当たり、地域の人手不足の状況を踏まえた受け入れ業種の検討や、外国人の方々が安心して生活し働くことができる環境づくりといった課題への対応について国に要請をしてきたところであり、今後、具体的な制度の内容や受け入れ分野について、国の動向を注視するとともに、関係団体へのヒアリングなどを通じ、地域や業界の状況の把握に努め、必要に応じて国に働きかけるなど、取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○森成之委員 わかりました。

それでは次に、働き方改革について伺います。

生産性の向上や労働時間の短縮などを目指す働き方改革は、今や、企業の問題ではなく、我が国全体で取り組まなければならない重要な課題となっております。

道でも、平成29年度の重点政策の一つに、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの実現を掲げまして、企業の就業環境の改善に向けた支援をワンストップで行うほっかいどう働き方改革支援センターの運営などに取り組まれたものと承知をいたしております。

そこで、この支援センターでは、具体的に、どのような取り組みが行われ、どのような成果があったのか、伺います。

また、企業の現場の実態を見たときに、特に中小・零細企業において、改革が思うように進められないなどといった声が多いと聞いておりますが、道として、どのような課題認識を持ち、どのように取り組まれようとしているのか、あわせて所見を伺います。

○太田憲之副委員長 働き方改革推進室長大矢邦博君。

○大矢働き方改革推進室長 働き方改革についてであります。ほっかいどう働き方改革支援センターでは、昨年度、人手不足が特に深刻な情報サービス業、道路貨物運送業、宿泊業の三つの業種においてモデル企業を選定し、時間外労働の短縮といった働き方改革の実践を行い、各企業が働き方改革に取り組むための手引となる改革プランを作成するとともに、企業における就業環境の改善などについて、137件の相談に対応してきたところであります。

また、道の調査によりますと、4割の企業が、働き方改革の取り組みについて、必要だと考えるが、取り組めていないとしており、こうした企業を後押しするには、同じ業種の身近な取り組み事例を紹介し、経営者や働く方々に具体的なイメージを持っていただくことが重要となります。

このため、本年度は、センターにおいて相談対応や事例紹介を行うことに加えまして、さまざまな企業や業種における働き方改革の取り組み事例を数多く収集し、公表することとしており、こうした取り組みを通じ、道内企業の働き方改革を促進してまいります。

○森成之委員 本道の総生産——道内のGDPについては、現時点で統計のある平成27年度で18兆9000億円となっております。3年連続の増加で、5年前と比べて、約9000億円、4.9%の増加となっております。

しかしながら、この点においても、地域によっては、伸び悩み、あるいは減少も見られると聞いているところでございます。

本道経済の均衡ある発展のためには、地域の産業力の向上が重要であり、何よりも、1次産品や製造・加工品の付加価値向上を図るべきと考えます。

そこで、道として、地域の産業力の向上について、昨年度はどのような取り組みを行ってきたのか、地域間の格差是正の観点も含め、お伺いたします。

○太田憲之副委員長 経済企画課長仲野克彦君。

○仲野経済企画課長 地域の産業力の向上についてでございますが、道の地域経済の強化に向けた基本方針では、力強い地域経済の確立に向け、地域資源の活用や1次産業の活力の取り込み、新たな成長分野への挑戦など、地域の強みを生かした施策を展開することとしております。

こうした基本的な考え方に基きまして、昨年度は、事業承継の円滑化や創業の促進など、中小・小規模企業の振興を初め、道外からの投資促進や人材誘致、ものづくり産業の振興、地域の特性を生かしたエネルギーの地産地消のモデルづくりに取り組んだところでございます。

また、旺盛な海外需要を取り込み、地域の産業力の向上につなげるため、各地域の特性を生か

した食の商品開発や輸出拡大、広域観光ルートの形成による外国人観光客の地域への誘客促進を図るなど、各般の施策を展開しているところでございます。

以上でございます。

○森成之委員 わかりました。

それでは次に、中小企業総合振興資金貸付金についてお伺いをいたします。

地域経済を支える企業の多くは中小企業でございまして、こうした企業の新たな事業展開や経営改善などの取り組みを支援していくことが、本道経済の活性化には欠かせないものと考えます。

道では、中小企業総合振興資金融資制度を設けておりますが、平成29年度は、当初予算額の1073億円に対し、決算額では856億円と、大幅な減額となっております。

予算措置は、民間金融機関との協調融資のための原資となる預託額であり、実際の貸付額とは異なるものと承知をいたしております。

そこで、当初設定した新規融資枠に対して、実際に貸し付けが実行されたのはどの程度の実績で、どのような要因で不用額が生じたと認識されているのか、お伺いいたします。

○太田憲之副委員長 金融担当課長平田庄吾君。

○平田金融担当課長 融資実績の減少要因などについてでございますが、中小企業総合振興資金は、これまでの利用実績や中小企業を取り巻く経済環境などを踏まえ、中小企業の資金需要に十分応えられるよう、必要な予算枠を確保しており、平成29年度は1720億円の新規融資枠に対しまして、566億3200万円の融資実績となっているところでございます。

融資実績の減少要因といたしましては、道が行っている金融機関などへのヒアリングでは、中小企業は、景気の先行きに対する不透明感や、人口減による地域経済の縮小のほか、後継者難、人手不足などにより、事業拡大といった前向きな設備投資に依然として慎重であるとの声もあるほか、金融機関が既往借入金の返済条件の見直しに柔軟に対応していることにより、新規融資が少なかったことなどが考えられるところでございます。

以上でございます。

○森成之委員 道の制度融資としての役割を評価するとき、民間金融機関を含めた本道全体の資金需要額に対して、道の制度融資が活用されている割合は、例えば10年前と比べてどのようになっているのか、伺います。

○平田金融担当課長 道の制度融資の活用割合についてでございますが、道の制度融資は、経営基盤が脆弱な道内の中小企業の円滑な資金調達を支援するため、金融機関との協調のもとで実施しているところでありまして、平成18年度末における道の制度融資の貸出残高の3711億円は、国が公表しております、道内に本店を構える市中金融機関の中小企業向けの総貸出残高の8兆2231億円の4.5%を占めていたところでございます。

一方、平成28年度末における道の制度融資の貸出残高は2121億円となっており、中小企業向け総貸出残高の8兆1879億円に占める割合は2.6%と、10年前に比べて1.9ポイント減少しております。

す。

以上でございます。

○森成之委員 本制度融資は、もちろん重要な支援制度でございます。真に必要な資金メニューについては、大胆な融資枠を確保することも必要ですし、さきの震災などのように、予期し得ない危機対策のための融資枠も必要と考えますが、一方で、この資金の需要を的確に分析し、メニューや融資枠について不断の見直しを行うべきと考えます。所見を伺います。

○太田憲之副委員長 地域経済局長田畑洋一君。

○田畑地域経済局長 制度融資についてでございますが、地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営の安定や事業の活性化を図る上で、企業に対して、必要かつ十分な資金を円滑に供給することが何よりも重要であると認識しております。

このため、道では、これまでも、企業にとってより使いやすい制度となるよう見直しを行っており、最近では、平成27年度に、企業のライフステージや経済環境の変化に対応した資金体系の再編による簡素化など、制度の大幅な見直しを行ったところでございます。

また、今年度、中小企業信用保険法の改正に合わせた融資限度額の引き上げや、市中の金利情勢を踏まえた融資利率の引き下げといった制度の見直しを行ったところであり、引き続き、中小企業の経営環境の変化や資金ニーズを的確に把握し、国における金融政策の動向を見きわめながら、必要な予算額の確保や融資制度の不断の見直しに努め、金融機関や関係団体とのより一層の連携のもと、中小企業金融の円滑化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○森成之委員 しっかり対応していただきたい、このように思います。

次ですが、道では、地域経済のグレードアップの視点から、価値を生み出す企業の呼び込みも重点課題に掲げられております。

食関連企業やデータセンターなど、本道の優位性を生かした企業誘致活動を強化することとしておりますが、近年の企業誘致の状況はどのようになっているのか、特に地方への企業誘致について成果が得られているのか、伺います。

○太田憲之副委員長 立地担当課長伊藤雅実君。

○伊藤立地担当課長 企業立地の状況についてでございますが、道では、市町村と連携しまして、道外での立地セミナーや展示会を通じて、地域それぞれの資源、優位性をアピールし、地域の実情に応じた企業誘致に取り組んでいるところでございます。

リーマンショック以降、ここ数年の企業立地件数につきましては、おおむね増加傾向で推移してきており、平成21年度の44件に対し、平成27年度が104件、28年度が106件、29年度は100件となっております。

ここ数年の道内各地への立地につきましては、本道の豊富で良質な食資源に着目し、安定した原材料の調達を目的とした食品工場に加えて、ブドウ栽培に適した気候を生かしたワイナリーや、高等教育機関の近隣でのIT企業などの立地が実現しているところでございます。

○森成之委員 道では、企業誘致を進めるために、立地企業に対する支援措置を講じられており、平成29年度の企業立地促進費補助金の決算額は約15億2000万円となっております。

この決算規模は、積極的な企業誘致を進める中で、補助金の予算措置が追いつかなくなり、平成28年度から補助金の分割交付の仕組みを取り入れた結果と承知いたしております。

こうした措置は、厳しい財政状況を踏まえたものとはいえ、支援の先送り以外の何物でもない、このように考えます。

分割交付により、企業側に、本道への立地に対する消極的なマインドが生じることはもとより、先送りした結果として、予算上の後年度負担の増大も懸念されるところであります。

道として、企業立地促進費補助金が抱える課題について、どのように認識し、今後、どのように対応されようとしているのか、所見を伺います。

○伊藤立地担当課長 企業立地促進費補助金の交付についてでございますが、道内への企業立地件数が増加傾向で推移し、平成28年度には、単年度の交付額が32億円に達しましたことなどから、補助金1億円以上の大型立地案件については分割交付とすることとし、企業には、その趣旨を説明して御理解をいただいているところでございます。

今後におきましても、交付の分割が企業の立地意欲を減ずることがないように、再投資への支援も含め、その趣旨をさらに丁寧に説明するとともに、企業の意向や立地に向けたニーズなどを的確に捉えて、立地市町村などとも連携し、その解決策を提案するなどいたしまして、より一層、企業の要望に即した対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○森成之委員 わかりました。

次に、産業振興条例についてお伺いをいたします。

道では、企業立地促進費補助金とあわせて、中小企業総合支援センターを通じた、マーケティングや市場対応型の商品開発などへの支援制度として、中小企業競争力強化促進事業費補助金を設けており、平成29年度は、20件で2500万円の決算額となっております。

これらの支援制度は、ともに、企業立地の促進と中小企業の競争力の強化を一体的かつ相乗的に推進するといった高い理念を持った産業振興条例に基づくものであります。

このような中、我が党は、地域の特性を生かした力強い産業構造の構築の重要性を初め、深刻化する人手不足への対応、さらには社会経済情勢の変化なども踏まえ、条例の見直しを求めてまいりました。

これに対し、道は、昨年の2定議会で、平成29年度中に支援制度の見直しを行うなどと答弁されたわけですが、どのような見直しが行われたのか、伺います。

また、その結果、本年度のそれぞれの支援制度の活用について、どのような特徴や見通しなどがあらわれているのか、あわせて伺います。

○太田憲之副委員長 産業振興局長野村聡君。

○野村産業振興局長 産業振興条例に基づく支援についてでございますが、道では、産業振興条例に基づく支援制度を見直し、本年4月から、立地の関連では、従前の自動車産業や医療機器関

連に加え、航空機関連、高機能素材など、成長性の高い産業分野への支援も対象としたほか、競争力強化の関連では、人手不足など、製造現場等の諸課題に対応するため、経営の効率化や生産性の向上、人材育成に向けた支援策も拡充したところでございます。

こうした見直しを受け、本年度は、新たな産業分野に係る立地の相談も寄せられておりますほか、テレワークの導入や専門家の招聘に係る新たな申請、さらには、航空機産業への参入を目指す地場企業による研修の申請も寄せられるなど、昨年度を上回る件数及び金額の採択による事業の実施が見込まれており、こうした新たな支援制度を通じ、企業立地の促進と中小企業の競争力強化の一体的、相乗的な展開につながることを期待される事例もあらわれてきているところでございます。

以上でございます。

○森成之委員 これまで、本道経済の活性化について、特に重要となる視点である雇用政策や産業力の向上などの観点から、成果、課題等について伺ってまいりましたが、我が党は、これまでも一貫して、都市部と地方に顕在するあらゆる格差の是正を求め、本道の均衡ある発展を目指してきたところであります。

人や物、資金が循環する本道の社会を構築することが何よりも重要であると認識いたしてまいりまして、道にも全力で取り組んでいただきたいのであります。

そこで、最後に、道として、今後の本道経済の活性化に向けて、どのような視点から、どのような重点的な施策の展開を描いておられるのか、所見を伺います。

○太田憲之副委員長 経済部長倉本博史君。

○倉本経済部長 本道経済の活性化に向けた今後の取り組みについてでございますが、人口減少社会において、産業の担い手不足や消費の縮小などによる地域経済への影響が懸念される中、本道経済が持続的に発展していくためには、企業の競争力強化、付加価値の向上を初め、道外からの投資の促進や人材の育成確保、さらには海外需要の取り込みを通じて、地域の産業力の底上げを図ることが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、食や観光など、地域の強み、特徴を生かした新商品開発、海外展開の促進を初め、ものづくり企業の誘致やエネルギーの地産地消の促進、農林水産業における衛星データ利用ビジネスの創出などを図るとともに、働き方改革の推進や、首都圏等からのU・Iターンの促進による人材の確保などを通じ、道内の各地域の産業力を一層高めることにより、力強い本道経済の実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○森成之委員 終わります。

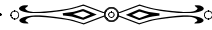
○太田憲之副委員長 森委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、経済部及び労働委員会所管にかかわる質疑は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩



午後 1 時 開議

○**沖田清志委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. **教育委員会所管審査**

○**沖田清志委員長** これより教育委員会所管部分について審査を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

加藤貴弘君。

○**加藤貴弘委員** 私から、まず、学校施設の耐震化について質問させていただきます。

文部科学省は、毎年、耐震改修状況調査を行っており、ことしも8月に結果が公表されたところであります。

私は、平成28年にも耐震化の進捗状況について質問させていただきましたが、学校施設は、地震や台風被害などの災害時において避難所ともなる重要な施設であると認識をしております。

今回の、平成30年4月1日時点での道内の小中学校の校舎等の耐震化の状況について伺います。

また、前回質問した平成28年4月1日時点から、どれくらい耐震化が進んでいるのか、お伺いいたします。

○**沖田清志委員長** 施設課長相川芳久君。

○**相川施設課長** 小中学校の耐震化の状況についてでございますが、本年8月に公表された文部科学省の調査結果におきまして、平成30年4月1日現在、道内の公立小中学校の校舎や体育館などの耐震化率は95.8%となっており、平成28年の93.0%から2.8ポイント上昇しているものの、全国平均の99.2%には届いていない状況にあります。

また、学校数で申し上げますと、平成28年の、52の市と町、178校、357棟から、この2年間で、21の市と町、80校、152棟で耐震化が完了しておりますが、いまだ、31の市と町、98校、205棟で耐震化が完了していないところでございます。

○**加藤貴弘委員** この2年間で耐震化が完了した市町村もありますが、いまだ耐震化されていない施設が205棟もあるということでもあります。

早期に解決しなければならない課題と認識をしておりますけれども、耐震化が完了していない理由はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○**相川施設課長** 耐震化が完了していない理由についてでございますが、耐震化が完了していない205棟の状況につきまして、それぞれの市と町に対し、道教委として、その理由を確認しておりますが、現在、既に工事を開始しているものが20棟、年次計画を立てて耐震化に取り組んでいるものが100棟あり、全体の約6割は耐震化に着手しておりますが、残りのうち、80棟は、学校の統廃合等の検討に時間を要しており、また、5棟は、財政事情などから取り組みができてい

ると伺っております。

○加藤貴弘委員 子どもたちの学習時の安全の担保がとれていないということは、子どもたちを含め、保護者も大変不安な気持ちになることは間違いないと思いますので、財政事情という言葉だけで終わらないように、引き続き、市町村に対して呼びかけていただきたいと思います。

災害時の避難所とされている屋内運動場等は、つり天井などの落下防止対策が重要でありますけれども、これらについての落下防止対策の状況をお伺いいたします。

○相川施設課長 つり天井等の落下防止対策の状況についてでございますが、先ほど言った文部科学省の調査の結果においては、道内の公立小中学校の体育館等における、つり天井を有する施設の照明器具等の落下防止については、54.5%が対策済みでありまして、平成28年の17.1%から37.4ポイント上昇しているものの、全国平均の65.9%には届いていない状況にあります。

また、つり天井を有しない施設における照明器具等の落下防止については、80.1%が対策済みでありまして、平成28年の71.2%から8.9ポイント上昇し、全国平均の76.1%を上回っている状況にあります。

○加藤貴弘委員 今回、震度7の胆振東部地震が発生し、多くの学校が避難所となったと承知しております。

こうしたことから、学校施設の耐震化は、学校や地域の重要な課題であると認識しておりますが、耐震化が完了していない小中学校の校舎等について、避難所に指定されている学校数をお伺いいたします。

○相川施設課長 避難所指定の状況についてでございますが、本年4月1日現在、道内の公立小中学校の校舎や体育館などの耐震化が完了していない学校に加え、体育館などのつり天井等の落下防止対策が完了していない学校は、合計で70市町村の392校でありまして、そのうち、指定避難所とされているものが、63市町村の343校となっているところでございます。

○加藤貴弘委員 指定避難所とされているものが、63市町村の343校ということであります。胆振東部地震のときは、学校に子どもたちがいない状況でありましたけれども、もし授業が行われているときだとしたらと、想像するだけでも大変恐ろしいことだったなというふうに思います。

この耐震化についての問題意識は極めて低いのかなと思っておりますので、改めて、道教委と市町村で共通認識を持っていただくよう、強くお願いをしたいと思います。

学校の耐震化について、道教委の認識を改めて伺うとともに、耐震化の完了に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 教育部長坂本明彦君。

○坂本教育部長 公立学校施設の耐震化についてでございますが、学校施設は、子どもたちが長い時間を過ごす学習の場であり、災害発生時には地域の避難所としての役割も担いますことから、安全、安心な施設の整備は極めて重要な課題であると認識しております。

これまで、市町村では、平成32年度を時限とする国庫補助率のかさ上げ措置などを活用して耐震化を進めてきておりますが、学校数が多いことや、統廃合の検討などの理由から、耐震化が完

了していない学校もあるところがございます。

道教委といたしましては、耐震化が完了していない市と町に対し、今年度も、私を含めまして、幹部職員が直接出向くなどして、早急に計画を策定し、整備に着手するよう強く要請してきており、引き続き、粘り強く理解を求めますとともに、国に対しましては、かさ上げ措置のさらなる延長など、補助要件の緩和や地方財政措置の充実などについて強く要望してまいります。

○加藤貴弘委員 ぜひ、この件に関しては、引き続き、強く要請していただきたいと思います。

次に、いじめや不登校への対応についてであります。先月、平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果が公表され、文教委員会でも、本道の状況が報告されていますので、以下、いじめや不登校など、昨年度の状況や取り組みについて伺ってまいります。

まず、この調査の目的と調査結果の主な特徴について伺います。

○沖田清志委員長 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）齊藤順二君。

○齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 調査の目的などについてであります。本調査は、国が、児童生徒のいじめなどの問題行動や不登校等について、全国の状況を調査分析することにより、教育現場における生徒指導上の取り組みのより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて実態を把握することにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを目的としております。

全国の調査結果の主な特徴としては、平成29年度における暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、不登校児童生徒数は、前年度に比べて増加しており、特に、小学校におけるいじめの認知件数が大幅に増加していること、また、高等学校における中途退学者数は前年度に比べて減少していることなどが挙げられております。

○加藤貴弘委員 道内における、いじめ、不登校の調査結果はどのようになっているのか、前回調査と比べてどのような傾向が見られるのか、伺います。

○齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 本道のいじめや不登校の状況についてであります。道内の公立小・中・高、特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度に比べて4567件増の1万2129件で、全国の状況と同様に、全ての学校種において増加となっており、特に小学校で大幅に増加しております。

一方、いじめの解消状況は、解消率が96.5%で、全国平均の85.8%に比べて10.7ポイント高くなっております。

また、公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、前年度に比べて609人増の6358人で、1000人当たりの不登校児童生徒数を見ても、全ての学校種において、年々、増加傾向にあるところがございます。

○加藤貴弘委員 いじめの認知件数は、全国でも毎年増加しており、道内でも同様の傾向にありますけれども、その要因をどのように考えているのか、伺います。

○齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全） いじめの認知件数の増加の要因についてであり

【第2分科会 11月13日 第5号】

ますが、本調査における、本道のいじめの1000人当たりの認知件数は、平成27年度が11.2件、平成28年度が15.6件、平成29年度が25.4件と、全国と同様に増加傾向で推移しております。

その要因としましては、各学校において、いじめは、どの子ども、どの学校にも起こり得るという認識のもと、児童生徒がいじめを訴えやすいように、アンケート調査を工夫したり、個人面談を実施するなどしたほか、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査し、被害を受けた児童生徒の気持ちに寄り添って、いじめに該当するか否かを判断するという考え方が各学校に浸透してきたことにより、初期段階のものも含めて、積極的にいじめを認知し、正確に報告されたためと考えているところでございます。

○加藤貴弘委員 アンケート調査など、学校の取り組みや、本人からの訴えなどによって、いじめが数多く認知されているという状況であります。

いじめを放置すると、どんどんエスカレートし、重大な事態に至ることも多いことから、早期のいじめ解消に向けた取り組みが重要になってまいります。

これまでの、いじめへの取り組みと課題をどのように認識し、今後、どう取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全） いじめの解消の取り組みについてですが、道教委では、これまで、いじめへの学校の対応に関する校内研修の充実に向けて、いじめを速やかに解消した事例集などの研修用資料を作成、配付するなど、各学校に対し、いじめの早期解決に向けた取り組みを支援してきているところでございます。

一方で、平成28年に行われた国のいじめ防止対策協議会においては、全国の状況として、いじめが解消に至っていないにもかかわらず、謝罪をもって解消とし、被害を受けた児童生徒の支援や見守りを終了するケースもあると指摘されたところでございます。

こうしたことを踏まえ、道教委におきましては、本年2月に改定した北海道いじめ防止基本方針に、いじめが解消している状態と判断するには、いじめに係る行為がやんでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件が満たされていることが必要であることや、解消している状態に至った場合でも、再発する可能性や、いじめを受けたことによる心理的影響が容易には消えない場合も想定し、日常的に注意深く観察する必要があることも明記しており、今後、各学校において一層適切な対応が実施されるよう努めてまいります。

○加藤貴弘委員 いじめについては、学校全体で取り組んでいることは承知しておりますけれども、教員の忙しさもまた理解しておりますので、果たして本当にそこまで目が届くのかということころはちょっと疑問があります。

先日、札幌市内で、スクールガードの方から学校に連絡が入って発覚したケースもありましたので、学校全体はもちろんでありますけれども、地域の方たちともしっかりと連携をしながら、目を配っていただきたいなと思います。

次に、不登校児童生徒への対応についてでありますけれども、不登校につきましては、全ての校種で不登校児童生徒がふえており、特に、小学校から中学校、中学校から高等学校に進学した

後の1年生の不登校が多く、いわゆる、中1ギャップ、高1クライシスとも言われ、大きな問題となっております。

これまでの、不登校への対応と課題をどのように認識し、今後、どう対応していく考えなのか、お伺いいたします。

○齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 不登校児童生徒への対応についてであります。不登校となっている児童生徒には、個々の状況に応じた支援が重要であることから、道教委では、これまで、スクールカウンセラー等の派遣や、児童生徒理解・支援シートの活用を進めるほか、学校外で専門的な相談や指導が受けられる教育支援センター等の充実などについて、市町村教育委員会や学校に対して指導助言してきたところであります。不登校児童生徒数は、年々、増加傾向にあり、特に中学1年生及び高校1年生に多いほか、友人関係や学業の不振など、学校生活に係る状況が要因として考えられる不登校も見られているところでございます。

こうしたことから、今後、道教委といたしましては、児童生徒の望ましい人間関係を築く力を育むために実施している中1ギャップ問題未然防止事業及び高校生ステップアップ・プログラムの充実を図り、その成果を、各管内で実施する生徒指導研究協議会等において周知するなどして、不登校の未然防止に向けた取り組みの充実に努めてまいりたいと考えてございます。

○加藤貴弘委員 いじめ、不登校などの背景や課題は複雑化しており、子どもたちが抱える悩みなども多様化していると考えられますことから、これらの未然防止に向けた取り組みが何よりも重要であり、児童生徒が相談しやすい環境の整備が必要と考えます。

これまで、いじめや不登校の未然防止にどのように取り組み、今後、どう取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全） いじめや不登校の未然防止についてであります。学校においては、日ごろから、全ての教職員が、児童生徒に接するあらゆる機会を捉え、児童生徒の変化や小さなサインをきめ細かく把握するとともに、心理等の専門家、関係機関と連携し、多様な相談に対応できる体制を整備することが重要であり、これまで、スクールカウンセラーなどの配置の拡充のほか、24時間体制で電話やメールの相談を受ける子ども相談支援センターを設置し、教育相談体制の充実に取り組んできたところでございます。

道教委といたしましては、今後、スマートフォンの普及などにより、若年層のコミュニケーション手段が大きく変化している状況などを踏まえ、児童生徒がいじめ等の悩みを安心して相談できる多様な相談体制の充実を図るとともに、道教委主催の研修会において、教員のカウンセリングの技能の向上を図るなどして、いじめや不登校の未然防止に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○加藤貴弘委員 道教委では、いじめや、さまざまな悩みを抱える子どもたちが気軽に相談できるよう、国のモデル事業として、SNSを活用した相談窓口のどさん子ほっとLINEを、8月17日から31日まで、期間を限定して行っておりますが、その取り組みの結果はどのようなものだったのか、この結果を踏まえ、多様な相談機会の確保に向けて、今後、どう展開していく考えな

のか、あわせてお伺いいたします。

○**沖田清志委員長** 指導担当局長赤間幸人君。

○**赤間指導担当局長** SNSによる相談についてでございますが、道教委が、本年8月に、高校生を対象として試行実施をいたしました、SNSを活用した相談窓口には、約1500人が登録し、900件を超える相談が寄せられました。

相談内容は、友人関係に関する相談が最も多く、そのほかにも、学業、進路、心身の健康など、さまざまな相談が寄せられたところでありまして、また、登録した生徒を対象に実施いたしましたアンケートの結果では、相談に対して、「満足」「やや満足」と答えた生徒は84%となっております。一定の成果があったものと考えているところでございます。

今後におきましては、取り組みの成果を踏まえ、より効果的な相談体制のあり方について検討を進めますとともに、他県の実践例なども把握するなどして、児童生徒が抱えるさまざまな悩みを訴えやすい多様な相談体制の整備充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○**加藤貴弘委員** 高校生を対象にSNSを活用した相談窓口のどさん子ほっとLINEには、1500人程度の登録があり、900件を超える相談が寄せられ、相談に対する満足度も高いということですから、相談体制の多様化を図る上でも、前向きに検討していただきたい。

また、中1ギャップと言われる不登校への対応を進める上で、中学生に対する相談体制の多様化なども重要になってきます。

子どもたちが抱える悩みなどを幅広く受けとめ、適切に相談できる体制の整備充実に向けて、しっかりと取り組みを進めるよう求めておきます。

次に、教員確保対策についてであります。

道教委と札幌市教委のこししの教員採用選考検査の結果が先月公表されております。受検者数は低迷しておりますが、登録者は過去20年間で最多で、受検倍率は2.3倍と、かつてない広き門となったとの報道がありましたので、これまでの選考検査の状況や対応などについて伺ってまいります。

まず、昨年度までの3カ年の教員採用選考検査の登録と採用、辞退者の状況についてお伺いいたします。

○**沖田清志委員長** 教職員課長添田雅之君。

○**添田教職員課長** 教員採用選考検査の登録者等の状況についてでございますが、まず、検査の登録者は、平成27年度が949人、28年度が1003人、29年度が1113人となっているところでございます。

次に、4月1日付採用については、前々年度、大学院への進学などで登録残となっていた方及び前年度の登録者から採用しており、平成28年が885人、29年が936人、30年が976人となっているところでございます。

また、辞退者は、4月当初の段階で、平成28年が65人、29年が74人、30年が114人となってい

るところでございます。

○加藤貴弘委員 教員資格を有し、教員を目指す受検者が、第1次、第2次の2回の検査で、筆記や面接、実技検査を受けて、せっかく登録されても、これだけ多くの採用辞退者が出ているということでもあります。

どのような理由が考えられるのか、お伺いいたします。

○添田教職員課長 登録者の辞退の理由等についてであります。登録辞退の要因については、全国的に人材確保が難しくなっている状況の中、新卒者の進路選択が多様になっておりまして、道教委が登録者に提出してもらっている意向調査の回答の中では、辞退の理由として、他県の教員や道内のほかの自治体を選択する方が多くなっている状況であります。

○加藤貴弘委員 教員の退職や定数増により補充が必要な枠には登録者を充てるわけですが、そのほかにも、産休や育児休業の教員にかわって教壇に立つ臨時的任用教員、病気休職者などのかわりの期限つき職員を担う人材が必要になります。

今年度は、4月から多数の欠員が生じている状況がありますが、昨年度の3月の時点での欠員の状況はどのようになっていたのか。欠員による授業などへの影響があったのではと危惧するところではありますが、その点についてもあわせてお伺いいたします。

○添田教職員課長 欠員についてであります。本年3月31日現在、札幌市を除く道内の状況は、小学校で53人、中学校で26人、高等学校で12人、特別支援学校で15人、養護教諭で4人、栄養教諭で3人、合計113人の欠員が生じていたところでございます。

道教委といたしましては、欠員が予測される際は、小規模校に影響がないように努めているところではあります。欠員が生じている学校におきましては、校長等の管理職を初めとした教職員が、かわって授業や校務分掌を担当するなどして対応しているところがございます。

○加藤貴弘委員 欠員が生じている学校においては、校長等の管理職を初めとした教職員が、かわって行っているそうではありますが、先ほど、いじめに関する質問をさせていただいたことからいくと、教員の多忙化がさらに進むのかなと思っています。この辺は、ちょっと違う対応が望ましいというふうに思っておりますので、この件に関しては、改めて別の機会に質問させていただきたいと思っております。

ことしの選考検査の結果では、受検者数と登録者数から、受検倍率が2.3倍と、これまでで最も低い状況になっているとのことではありますが、ことしの学校種別ごとの受検者数、登録者数と受検倍率の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○添田教職員課長 選考検査の今年度の状況についてであります。札幌市を除く北海道の状況は、小学校は、受検者が758人に対し、登録者は615人で、受検倍率は1.2倍、中学校は、973人に対して380人で2.6倍、高等学校は、1073人に対して303人で3.5倍、特別支援学校は、387人に対して102人で、倍率は3.8倍となっているところがございます。

○加藤貴弘委員 これまで5カ年の受検倍率はどのように推移しているのか、そのことをどのように受けとめているのか、お伺いいたします。

○添田教職員課長 受検倍率についてであります、札幌市を除く道教委の登録者の過去5カ年の状況は、平成26年度は、受検者が4675人に対し、登録者は817人で5.7倍、27年度は、4414人に対して949人で4.7倍、28年度は、4267人に対して1003人で4.3倍、29年度は、3941人に対して1113人で3.5倍、今年度は、3505人に対して1578人で2.2倍となっているところであります。

近年は、退職者や、増加する特別支援学級への対応として、教員の欠員が生じないよう、登録者数をふやしていることなどから、倍率が低くなってきているものの、資質、能力の高い教員を採用するためには、一定の受検倍率は必要と考えておりまして、倍率の低下は憂慮すべきものと認識しているところでございます。

○加藤貴弘委員 ことしから、前3年間で2年間以上と、受検年度も勤務実績がある期限つき教員や臨時的任用教員を対象とした特別選考検査が実施されておりますが、特別選考検査は、どのような人材を求める目的で導入されることになったのか、また、正規教員と同様に勤務をしている受検者に対して、どのような負担軽減が図られているのか、あわせて伺います。

○沖田清志委員長 総務政策局長土井寿彦君。

○土井総務政策局長 特別選考の導入の目的についてでございますが、今年度から、新たに、即戦力となり得る実践的指導力を持つ教員を確保するため、一定期間勤務した期限つき教員、産休代替教員、育休代替教員を対象にした特別選考を実施することとしたところでございます。

この検査では、勤務した学校の人事評価を活用し、日ごろの勤務状況や指導力を確認することで、正規教員と同様に校務を行っている期限つき教員等の受検準備の負担軽減を図ることとし、教員としての資質、能力の判定は、実際の授業を論理的に展開する能力を見る検査や面接で行うこととしたところでございます。

○加藤貴弘委員 特別選考検査による登録予定数については、受検区分ごとに、総登録予定数の5%から10%程度としておりますが、どのような考え方によるものなのか、また、志願者の状況を参考までにお伺いいたします。

○添田教職員課長 特別選考の登録数等についてでございますが、期限つき教員等を対象とした特別選考は、今年度が初年度ということもあり、例年の登録者に対する採用辞退の割合なども考慮し、総登録予定数の5%から10%程度に設定したところであります。

この特別選考の志願者については、今のところ、230人となっておりますが、来年度以降の登録予定数は、今後の期限つき教員等の状況や登録状況を見ながら、改めて検討してまいりたいと考えております。

○加藤貴弘委員 教員採用選考検査の受検者数は減少が続いているということですが、長時間労働やモンスターペアレントなどの問題が教員のイメージを低下させ、教員を目指す学生や生徒が減ってきているのだと思います。

そのためにも、学校における働き方改革北海道アクション・プランにしっかりと取り組み、働きやすい環境づくりを進めていく必要があると考えますが、見解を伺います。

○坂本教育部長 働きやすい環境づくりに向けた取り組みについてでございますが、教員を目指

そうとする学生をふやすには、教員が、健康で生き生きと、やりがいを持って子どもたちと向き合い、魅力ある学校にすることが大切であり、そのためには、全ての学校において、働き方改革を速やかに進めることが喫緊の課題であるというふうに認識しております。

道教委といたしましては、現在、本庁、教育局の職員が学校を直接訪問するなどして、部活動休養日の完全実施や、勤務時間の制度改善など、アクション・プランに掲げる取り組みについての成果や課題の検証を進めており、有識者で構成いたします時間外勤務等縮減推進会議での議論や国の動向なども注視しながら、プランの見直しを含め、働き方改革の着実な推進に向け、より一層取り組んでまいります。

○加藤貴弘委員 道内の教員養成大学からは、大半の学生が教員採用選考検査を受検していると思いますが、昨年度を受検者と登録者、採用辞退者の状況はどのようになっているのか、教育大学とその他の大学に分けて伺います。

また、教員養成課程に在籍していた4年生の選考検査の受検割合はどのようになっているのか、あわせて伺います。

○添田教職員課長 道内の大学からの受検状況等についてであります。昨年度の、札幌市を除く道内の状況として、道内で唯一の教員養成大学である北海道教育大学の出身者は、1041人が受検し、414人が登録され、26人が辞退しているところでございます。

内訳としまして、小学校、中学校は、790人の受検者のうち、328人が登録され、そのうち、23人が辞退し、高校、特別支援学校は、204人の受検者のうち、61人が登録され、3人が辞退しているところであります。

また、それ以外の大学出身者は、1479人の受検者のうち、393人が登録され、16人が辞退したところであります。

なお、北海道教育大学の資料によりますと、平成29年度末卒業生の教員志望状況は、卒業生の1192人のうち、502人が教員を志願し、その占める割合は約42%となっているところでございます。

○加藤貴弘委員 道内の学生の採用辞退はまれなケースと考えており、定着率も高いことから、学生が道内の教員を目指すよう、教員養成大学への働きかけを徹底する必要があると考えます。

道内の教員養成大学に対するこれまでの取り組みと、今後、どのように働きかけていく考えなのか、お伺いいたします。

○土井総務政策局長 北海道教育大学への働きかけについてでございますが、道教委では、大学が開催するシンポジウムに職員を派遣し、教員育成指標や求める教員像について説明を行ったほか、進路指導担当者、学生に向けた、採用検査等についての説明会をそれぞれ開催するなど、さまざまな手法でアプローチを図ってきたところでございます。

また、本年8月には、教員の確保や質の向上に向けた、教育長と学長との意見交換を行い、教員の採用、研修などに関して、今後、採用前ガイダンスや教員志望者セミナーを実施するなどして、連携や協力を進めていくこととしたところでございます。

○加藤貴弘委員 学校生活を通じて、これからの社会を担う子どもたちを育てていくことは、教育の基本的な事項であり、そのための教員確保は道教委の責務だと思います。

現在、どの分野においても人手不足が深刻化しておりますけれども、道内の教員養成大学の状況を見ますと、悲観するような状況ではないと考えます。

道教委は、熱意のある教員の確保に向けて、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

○沖田清志委員長 教育長佐藤嘉大君。

○佐藤教育長 教員の確保に向けた今後の取り組みについてであります。教員不足の解消は喫緊の課題であるというふうに認識をしております。より多くの方々に教員を希望していただくことができるよう、学校における働き方改革を着実に推進し、健康で生き生きと勤務できる環境の整備に努めてまいりますとともに、道教委の職員が、道内外の教員養成課程のある大学を訪問して、教員志望者の推薦依頼のほか、期限つき教員等を対象とした特別選考検査や働き方改革など、道の取り組みについての説明を引き続き行ってまいります。考えであります。

また、北海道教育大学は、道内で唯一の教員養成大学として、その中期目標で、教員就職率を75%、道の教員採用における卒業生の占有率を、小学校で80%、中学校で65%としているところであります。道教委としても、その目標の達成に向け、教員養成課程の改善充実を図るための実務家教員の推薦や、各キャンパスにおける教育実習先の確保への協力など、道教育大学との連携を一層強めてまいります。

以上です。

○加藤貴弘委員 ありがとうございました。

○沖田清志委員長 加藤(貴)委員の質疑は終了いたしました。

市橋修治君。

○市橋修治委員 それでは、私からも、加藤(貴)委員に続きまして、教員の確保について質問したいというふうに思っております。

教員の多忙化が叫ばれて久しいわけですが、文科省も、働き方改革と称して動き始めましたし、道教委も、アクション・プランに基づいて、業務改善計画の策定に着手をしていると承知しているところであります。

学校の働き方改革の根幹は、言い古されたお題目でありますけれども、学校における業務量を何とかして少なくできないか、それから、教職員定数を改善できないかということ、そこが本丸だなというふうに私は思っているところであります。

今も加藤(貴)委員からの質問にあったとおり、教員採用選考検査の受検者が年々減少し、また、辞退者も大変多くなっていることが明らかになっております。学校現場の人材確保も本当に本腰を入れてやらなければならない、今、こんな中では、学力向上などということ言われていられるような状況ではないのではないかとも思っているところであります。

そのような中で、昨年1年間の教員の確保、配置状況を精査していくと、教員の未配置や、配

置できていない状況が明らかになったところでありまして、順次質問していきたいというふうに思っております。

昨年の教職員の採用、確保の状況を調べてみますと、年度当初の4月から欠員が生じている実態が明らかになっているところでありまして、その状況についてお伺いしたいと思っております。

また、その原因はどこにあるのか。採用の見込み違いなのか、ほかにも原因があるのか、このような事態をどのように受けとめているのかもあわせてお伺いしたいというふうに思っております。

さらに、このような事態は、教職員の多忙化を助長させる結果にもなりますし、児童生徒の教育権ということからも大きな問題となっていると言わざるを得ないと私は思うのでありますが、どのように考えるか、お伺いいたします。

○**沖田清志委員長** 教職員課長添田雅之君。

○**添田教職員課長** 昨年度の欠員の状況についてであります。平成29年4月当初の、札幌市を除く道内の状況は、小学校で25人、中学校で4人、高等学校で12人、特別支援学校で11人、合計52人の欠員が生じていたところでございます。

その要因といたしましては、想定以上の教員採用登録者の辞退や、受検者の大学院進学がふえたこと、さらに、保護者の転勤等に伴う年度末の児童生徒数の流動による学級数の増などがあったと考えられているところでございます。

道教委としましては、教員の欠員は学校経営に支障が生ずることから、その補充は喫緊の課題であると考えておりまして、必要な期限つき教員等の任用に努めるとともに、欠員が生じた学校におきましては、校長等の管理職を初めとした教職員が、かわって授業や校務分掌を担当するなどして対応しているところでございます。

○**市橋修治委員** 採用辞退が114人と、先ほども答えていたわけでありまして、それにしても、4月の年度当初から52人もの欠員があつてスタートするというのは、私は合点がいかないところでありまして。なぜ、年度当初から欠員でスタートしなきゃならなかったか、3月の採用が決まるまでに打つ手はたくさんあつたのではないかと私は思っているものであります。

しかし、それはともかくとして、新学期がスタートしてから半年たった昨年10月、この状況が改善されるどころか、さらに広がったというふうに承知をしているのであります。それはどのような状況なのか、また、半年間でそれが改善できないで広がったというのはどういうことなのか、お伺いしたいと思います。

○**添田教職員課長** 年度途中の欠員の状況についてであります。昨年10月1日の、札幌市を除く道内の状況は、小学校で36人、中学校で15人、高等学校で10人、特別支援学校で14人、養護教諭で5人、栄養教諭で1人、合計81人の欠員が生じていたところでありまして。

この要因としましては、年度当初の欠員に対して、必要な期限つき教員等の任用に取り組んでいたものの、全国的な人材不足の影響などにより、期中での臨時教員の確保が難しい状況であったところでございます。

○市橋修治委員 4月の52人が、半年たった10月には、減るどころか、81人にふえたということであります。確かに、産休、育休、病欠とか中途退職ということが予想できるにしても、だんだんとふえていくのは、これまたどういうことなのかなという疑問があります。

問題は、4月のことでありますけれども、4月という新学期早々の多忙な時期での欠員であります。小学校では、1年生が初めて学校の門をくぐって、学校生活になれない児童を抱えた学校は大変忙しい時期であります。

欠員を抱える学校はどのように対応していたのだろうか。また、1年間、不補充でやりくりをしなきゃならなかった学校もあると聞いておりますが、その実態はどうであったのか、昨年の1年間の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○添田教職員課長 欠員への対応についてであります。道教委では、欠員が生じた場合は、比較的大規模な学校において欠員を負担していただくよう、市町村教育委員会と協議し、極力、小規模校には影響しないように努めてきているところであります。

また、欠員が生じた学校において、期限つき教員等の確保に時間を要する場合には、児童生徒に影響が生じないよう、校長等の管理職を初めとした教職員が、かわって授業や校務分掌を担当するなどして対応しているところでございます。

○市橋修治委員 今答弁にあったように、小規模校での欠員は私も心配していたところであります。ただ、規模が大きくても児童生徒には影響がありまして、大規模校だからいいということにはならぬかなと思います。

今の答弁にはありませんでしたが、年度末にもそのまま、欠員が何人かおったというふう聞いております。

この間、例えば再任用者の募集や臨時免許証の発行などによる補充とか、そういった特別選考なども含めて取り組みができなかったのかなという思いがしないでもありません。

そこで、ついでとってはなんであります。平成30年4月——ことし4月当初の教員の確保の状況についてお聞きしたいと思います。

○添田教職員課長 本年4月の状況についてであります。4月1日現在における、札幌市を除く道内の状況は、小学校で55人、中学校で12人、高等学校で3人、特別支援学校で2人、養護教諭で3人、合計75人の欠員が生じたところでございます。

○市橋修治委員 1年たったことし4月も、75人もの欠員でスタートしたということでありませぬ。昨年一年間の反省といいますか、総括といいますか、それが生かされていないのかなと思います。平成31年度に向けては、大変多くの合格者としたわけでありませぬが、そういった適切な措置ができなかったのかなと、そんな気がしているところであります。

大変しつこくて恐縮であります。半年たった今の段階での状況や、この間の取り組みについてもお聞きしたいと思います。

○添田教職員課長 これまでの取り組みについてであります。道教委では、欠員の解消に向けた期限つき教員等の採用のため、ハローワークやホームページを通じた募集のほか、潜在的な教

員免許所有者にも、教職について興味や意欲を持っていただけるよう、「教育ほっかいどう家庭版ほっとネット」などを活用して周知を図るとともに、インターネットで希望者が事前に登録できる代替教職員等応募・任用システムの取り組みに加え、時間講師の任用や、ほかの学校種の免許所有者に対して臨時免許を発行して任用するなどの対応を行ってきたところでございます。

しかしながら、本年10月1日現在、札幌市を除く道内の状況は、小学校で42人、中学校で11人、高等学校で9人、特別支援学校で8人、養護教諭で3人、栄養教諭で2人、合計75人の欠員が生じているところでございます。

○市橋修治委員 6カ月たったことし10月の状況も、4月当初と同じように75人もの欠員があったということではありますが、何となく欠員が常態化している状況であって、昨年の反省が生かされていないのかなと思わざるを得ないのであります。

ただ、道教委のことですから、今答弁にあったように、必死の取り組みをしたのだと思うのです。何もしなかったわけではなくて、一生懸命やったけれども、どうしようもなかったのかなと、こんなふうにも思うところであります。

そこで、先ほど質問にあった臨時教員の関係であります。

正規の教員を採用できなかった場合、臨時教員を充ててしのぐのでありますけれども、教員採用選考検査の受検者の減少もさることながら、年度途中の産休、育休などに充てる臨時教員も欠員状態にあり、なかなか確保できないのだと聞いております。

臨時教員も、多忙な業務を担って、児童生徒と向き合い、教員と同様の役割を果たしている、まさに学校にとっては貴重な戦力だと思っておるのであります。

学校の種別によって、確保の状況は異なると思いますが、経年的に、ここ数年を見て、どのような状況になっているか、お伺いいたします。

○添田教職員課長 臨時教員の確保の状況についてであります。臨時教員は、年度途中における教員の産休、育休、また病気休職等に対応するために配置する職員であります。全国的に人材確保が困難となっている中、臨時教員の確保も難しくなっている状況にあるところでございます。

過去3年間における、札幌市を除く道内の臨時教員は、一昨年は、小学校で453人、中学校で172人、高校で65人、特別支援学校で125人、合計815人、昨年は、小学校で415人、中学校で159人、高校で63人、特別支援学校で128人、合計765人、本年は、小学校で365人、中学校で171人、高校で53人、特別支援学校で148人、合計737人となっているところでございます。

○市橋修治委員 臨時教員も、数字を見ると年々減っていて、確保が難しくなっている状況を示しているのだと思いますが、臨時教員の問題は、後でまたちょっとお話をします。

教員の欠員が出た学校での子どもたちに対する影響についてお聞きしたいと思うのでありますけれども、欠員が年度当初から通年的に出ているということは大変大きな問題であると思うのです。

その一つは、教員の多忙化に拍車をかけていることでもあります。

【第2分科会 11月13日 第5号】

私は、現場の意見を聞いてきたのでありますが、教員の持ち時間がふえるということはやむを得ないだろうと思います。

それから、担任外の専科の教員がいる学校では、欠員が解消されるまで、担任を臨時的に命じられ、結果として専科がいなくなり、その時間は誰かが持たなきゃならぬということになりますから、これもまた大変な対応をせざるを得ません。

また、TT担当教員も、本来の業務ができなくなり、校長、教頭さえ授業に駆り出されるという現状もあると思うのであります。

まさに、アクション・プランがどこかへ吹っ飛んで、学力向上策も吹っ飛んでしまうような事態ではないかと思っておりますし、何よりも、児童生徒の学習権の保障さえできていないと指摘せざるを得ないのであります。

何よりも、子どもの側に立って見たときに、道教委としては、学校でのこのような事態をどう受けとめているか、お聞きします。

○添田教職員課長 欠員の影響などについてであります。教員の欠員は、学年担任を固定できないなど、児童生徒に不安が生じるなどの問題が考えられるほか、教員においても、本来の授業や授業準備などに集中できないといったことや、長時間勤務が助長されることも想定され、少なからず学校運営に影響があることから、教員の欠員解消は喫緊の課題と認識しているところでございます。

○市橋修治委員 まさに、学校現場ではそういう状況が続いているようであります。

中学校では、例えば、技術・家庭科などの教員が未配置の学校が近隣にある場合、複数勤務で対応しているのです。そういった事例を私は聞いてきました。そのために、自校の職員会議にも参加できない、自校の学校行事にも参加できない、何か生徒に対して申しわけない、気まずいなど、こんな思いもあるのだという事例もお伺いしています。

教員というのは、授業だけをこなせば、それでオーケーというものではないわけでありまして、さまざまな場面で子どもたちと接して活動しながら、子どもの理解も深めるというのが教員の一つの大きな役割でありますので、ぜひとも、欠員解消ということも頭に入れて頑張っていたいただければと思います。

次に、教員確保の今後の取り組みについてでありますけれども、教員の確保については、道教委も苦勞しているのは承知しております。

現場の声を聞くと、欠員を埋めることや教員の確保については自治体に任せられているとの指摘もありますし、一方、地教委は地教委で学校に丸投げしていて、学校が困るのだという、そんなようなたらい回しの現象を問題にするところがあります。

このような欠員状態を起こさないため、また、たらい回しのような状況が起きないために、道教委としてはどのように取り組んでいくのか、お聞きしたいと思います。

○沖田清志委員長 総務政策局長土井寿彦君。

○土井総務政策局長 欠員の解消に向けた取り組みについてでございますが、道教委としては、

引き続き、今年度の欠員の解消に向け、期限つき教員等の確保に努めるほか、安定的な学校運営を図るためには、できる限り正規の教員を配置することにより、教員の欠員を解消することが望ましいと考えておりました。今年度は、欠員の状況や年度末退職者等の状況も勘案しながら、昨年度に比べて465人多い1578人の採用登録を行ったところでございます。

また、即戦力となり得る、実践的指導力を持つ教員を確保するため、新たに、期限つき教員等を対象とした特別選考検査についても実施することとしております。

○市橋修治委員 今言われた、臨時採用で間に合わせるといのは対症療法であって、このことでは、全ての解消にはならないと思っています。

ただ、先ほども述べられたように、期限つき教員の方については、今回、特別選考を導入するということでもあります。一定期間、学校での実践を積んでおり、即戦力でもあります。先輩教職員の指導も受けて育てているわけでもあります。

多忙な日常の勤務から、受検勉強の時間の確保も困難な中で頑張っており、私は、採用に配慮があってもいいのではないかと考えているところでありまして、今回の特別選考については、割合にいろんな変化があっても、単年度の措置とならないように期待したいというふうに思っています。

そして、臨時教員は、足りない、さあ探せということではなくて、例えば、あらかじめ、希望する者を年度当初から登録しておくとか、今のような特別選考を実施するなど、採用時のインセンティブがなければ、この方々も逃げていってしまうのではないかと。そういうようなものがあれば、臨時教員で頑張ってみるか、そのうちに本採用になるかもしれぬと、こんな思いがあるのではないかとというふうに思いますので、ぜひとも、一考を願いたいと思っておるところであります。

ただ、教員免許を持っている方が学校を職場に選ばない理由は、それなりにあると私は思っています。

これは皆さんも目にしていたかもしれませんが、ある高校の教員から、新聞に投書があり、今回の受検生の減少の要因は、学校の多忙化と部活動の過熱化、人事異動の問題や高校の事務量がふえたことと書いてありました。私にはよくわからぬところもありますが、こういったことが大きな原因だというふうに書いてありました。

私も、このような学校現場の状態が、今回の教員の欠員にもかかわっているのではないかなと思っています。教員採用選考検査の受検者の減、それから採用辞退による欠員を生じた原因については、この投書にあるようなことが一因だと思っています。

また、聞き方が悪かったのかもしれませんが、実は、ここまでの道教委の答弁の中で、教員が確保できない理由として、多忙化の問題や部活動の問題など学校現場の問題というのが出ていなかったのがちょっと不思議だなと思っておるのでありますけれども、いずれにせよ、多忙化や部活動の過熱化が、受検生が学校へという道を選ばない一つの要因ではないか、こう考えているのであります。

【第2分科会 11月13日 第5号】

道教委の調査でも、例えば、副校長、教頭で7割以上が、中学校の教員で約47%が、国が示す過労死ラインの週60時間以上の勤務だというふうに言われていますし、厚労省の労災認定の月80時間超の残業にも該当するという大変苛酷な状況があるなど思っています。

加えて、部活動について言えば、保護者の期待に応えなきゃならない、それから、勝負にも当然こだわらなきゃならない、そうやって頑張るのがいい先生だというふうになるのだろうと思うのであります。結果として、授業の準備がおろそかになったり、夜遅くまでかかったりというのはあり得ることかなと思っています。

調査では、中学校の部活動の指導時間は1日平均で2時間20分と言っていますが、私は、スポーツ関係、運動部だけを取り上げたら、もっと長いのではないかという思いがしています。

部活動が休日勤務の大半を占めるとも言います。校長や教頭にもなりたくない、そして、教員の道を選びたくないということで、受検生も親も敏感になるはずであります。

今、道教委がアクション・プランを策定して、学校の多忙化に歯どめをかけようとしていることは承知しております。

部活動を含め、適正な勤務時間の管理を行うとともに、地域や保護者に対しても理解を求める取り組みが重要と考えますが、どのように考えるか、お聞きいたします。

○土井総務政策局長 教員の多忙化の解消に向けた取り組みについてでございますが、道教委では、本年3月に、教員の長時間勤務の改善等の働き方改革を進めるため、アクション・プランを策定し、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフなどの専門スタッフの配置、学校閉庁日の設定など、さまざまな取り組みに努めてきたところでございます。

これらの取り組みを一層進めるためには、保護者の方々はもとより、地域の方々にも、教員の働き方改革についての理解を深めていただく必要があると考えておりまして、各種の取り組みを行う際に、リーフレットを作成、配付するほか、ホームページや広報誌を活用した取り組みも行ってきたところでございまして、今後も引き続き、コミュニティースクールなども活用しながら、行政と学校、家庭、地域が一丸となって教員の働き方改革に取り組めるよう、保護者や地域住民への普及啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○市橋修治委員 部活動の過熱化の解消についてでありますけれども、私は、なかなか面倒くさいものがあるなど思っております。

名古屋大学の内田という教授が、全国の公立学校の教員に調査をした結果があります。次の年に部活動の顧問を希望するか否かという単純な調査でありましたが、「希望する」と答えた方が52%で、「希望しない」というのが48%と拮抗しているというのであります。

そして、これは道教委の調べであります。今、中学校では87%の教員が部活動の担当をし、高校では73%の教員が部活動を担当しているという現状があるといえます。内田教授の調査では、95%の教員が部活動を担当していたそうであります。

この、希望する、しないということと比較しますと、教員がかなり無理をして部活動の担当をしているのではないかと思いますし、義務感を持って担当しているという姿が浮かぶのでありま

して、部活動とはどんなものなのかなといった疑問が湧いてくるのであります。

また、スポーツ庁の別の調査では、部活動が、生徒の自発的、自主的な参加で行われることを保護者が知らなかったというのが3割もあるのです。部活動は教員が担うものとの保護者の答えが3割から4割あるそうですし、部活動は全教員が担当するものだと考えている校長も6割いるそうであります。

部活動の捉え方が、それぞれの立場によって大きく異なっていて、校長や部活動の担当教員、保護者、もちろん生徒も含めて、いろんな考え方があるのだなということがわかります。

部活動のあり方については、今答弁があったアクション・プランにも方向性が出されておるところでありますけれども、多くの関係者の議論をもって、抜本的に変えていくことが必要だというふうに思っております。

今後に向けて、教員の確保の観点からも避けられない取り組みと考えますが、所見を伺います。

○**沖田清志委員長** 教育環境支援課長川端雄一君。

○**川端教育環境支援課長** 部活動のあり方についてでございますが、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動に関しましては、記録や技能の向上のため、できるだけ休まずに活動したいとの考えを持つ部活動顧問や生徒、保護者がいる一方、休養日を設けることで、けがの未然防止やリフレッシュになり、練習効果が向上するため、活動時間を制限すべきであるとか、部活動に求める生徒のニーズが多様化しており、そうしたニーズに対応する必要があるなど、さまざまな考え方がありと認識しているところでございます。

こうした中、国におきましては、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するため、ガイドラインを策定したところであり、道教委におきましても、国のガイドラインに基づき、本道における部活動の在り方に関する方針を本年度中に策定し、それを踏まえて、生徒の視点に立った部活動の充実はもとより、部活動指導に係る教員の負担軽減にもつながる取り組みを進めてまいり考えてございます。

○**市橋修治委員** 道教委が、先般、北海道の部活動の在り方に関する方針の素案、それから、道立学校に係る部活動の方針の素案を公表しました。

これに対して、学校の関係者、部活動の関係者がどのように受けとめるのか、保護者や、部活動の主人公である生徒がどのように考えるのか。部活動の捉え方は変わっているだろうなと思っています。

私は、それらの素案も見せていただきましたけれども、もし、これが本当に実現されるのであれば、部活動のあり方に一石を投ずるような内容かなと思いつつ、しかし、簡単に、関係者にすっとんと落ちるような、あすにも実行できるようなものとはなかなか思えないなとも思いました。

私は、道教委として、道内の中学校、高等学校の校長や部活動担当の教員、保護者、生徒へ部活動に関する意識調査などをしながら、この取り組みを進めたいかがかなというふうに思っています。

おりますが、見解を伺います。

○**沖田清志委員長** 学校教育局長岸小夜子さん。

○**岸学校教育局長** 部活動の在り方に関する方針の素案についてでございますが、このたびの素案は、国のガイドラインを基本に、部活動の教育的意義を踏まえ、生徒の視点に立った部活動の充実を目的として、教員の部活動指導に係る負担にも配慮しながら策定したところでございます。

その策定に当たりましては、部活動に関係するさまざまな方々から意見を聴取する必要があると考え、部活動関係者会議や部活動顧問との意見交換などを行ったところでありまして、国のガイドラインに沿って、休養日を最低週2日程度は設けるべきで、1日に二、三時間を目途に活動すべきであるという意見があった一方で、休養日が多くなると、達成感や自己肯定感を体験する機会の確保が困難になる、また、各学校間で不公平感がないよう、全道で横並びで取り組む必要があるなど、さまざまな意見があったところでございます。

道教委といたしましては、いただいた御意見等を踏まえ、生徒や保護者等に対して、方針の策定の趣旨や内容などについて、わかりやすく周知いたしますとともに、引き続き、さまざまな機会を活用して、関係者から意見を伺い、部活動に係る成果や課題等の把握に努めながら、方針に掲げる取り組みを進めてまいる考えでございます。

○**市橋修治委員** アクション・プランについては、学校現場からもいろいろ意見があるようであります。そんな意味では、関係者の共通理解ができるまで、しっかりと議論を積み重ねて、実現に向かうのが大事な事かなというふうに思っています。

それで、最後になりますが、これらの問題をひっくるめて、今後の教員の確保についてお聞きをします。

これは報道ではありますが、選考検査の受検者の減について、道教委が、大学を訪問して周知するとか、魅力ある職場づくりに努める、こう答えたとされておるのであります。

ただ、学校という職場での多忙化が常態化していること、今話をした部活動での超過勤務が当たり前のようになっている学校現場や、学力競争の色合いが強まる学校現場を敬遠しているというのがベースにあるのではないかと私は思っています。

やはり、学校が変わったというアピールができなければ、受検生の増加や、辞退者の減少や中途退職者に歯どめをかけるのは難しいのではないかと私は考えるわけでありまして、当然ながら、教員の欠員解消や教員確保につながるのではないかと思うのであります。今後の取り組みに向けての考え方をお伺いいたします。

○**沖田清志委員長** 教育長佐藤嘉大君。

○**佐藤教育長** 教員の確保に向けた今後の取り組みについてでございますが、道教委といたしましては、教員一人一人が、健康で、心にゆとりを持って子どもたちと向き合うことができる環境を整備し、より多くの方々に教員を希望していただくことができるよう、学校における働き方改革の推進に努めますとともに、教員の確保に向けて、教員養成課程のある大学との連携を強め、道

教委の職員が道内外の大学を訪問し、教員志望者の推薦依頼のほか、採用選考検査や期限つき教員等を対象とした特別選考検査の周知に加えて、働き方改革など、道の取り組みについての説明を引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

また、これまでの受検者の出身地などを踏まえて、道外の方も受検しやすいよう、道外を含めた会場の拡大など、新たな取り組みにも努め、今後とも、教員としてふさわしい資質や能力を備えた人材の確保に積極的に取り組んでまいります。

○市橋修治委員 私は、学校現場を離れて15年ほどたちますが、学校を回って歩いて、今、本当に忙しいのだなというふうに気がつきます。また、学校は、社会の風当たりを大変強く受ける場所だなと思っています。

先ほど話がありましたように、いじめの認知は過去最多の41万件、不登校は5年連続増加して14万4000人、児童生徒の自殺者は250人とも300人とも言われ、それぞれの学校が看過できない状況にあるのかなと思っています。

まずは、このような学校をめぐる大変厳しい状況について、時間をかけて向き合う体制をつくれるかどうかが大変大事だというふうに思っています。

教員の確保のために採用者をふやすのは、対症療法的にせよ、緊急にやらざるを得ないことではありますが、その手法で、学校現場に起因する問題が解決するわけではありません。その原因を緻密に把握して、抜本的に解決する力が今求められていると思います。

繰り返しますが、そのために必要なことは、学校の中にある業務を見直して、不要な仕事は学校に持ち込まない、学校から外へ出すこと、業務量を減じることであり、また、定数の削減を主張しても何の力にもならないような状況ではありますが、それを改善する努力について、道教委が一生懸命になってやってほしいというふうに私は思っています。

教育長は、教育行政執行方針の中で、人材育成を担う教育の役割が重要だというふうに述べているのでありますが、その役割を果たす人を確保できないという環境は、極めて深刻な話であります。

また、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて取り組むと言いますが、慢性的な多忙化や、休日まで部活動指導に束縛される教員の生活の抜本的解決のため、社会の理解を求めながら、道教委みずからが牽引していくことが大事だというふうに思っています。

教員を志す人材が減ること、ないしは、教員を配置できないということは、子どもたちにとって不利益が生ずる、このような認識で頑張っていただくことを要請して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○沖田清志委員長 市橋委員の質疑は終了いたしました。

千葉英守君。

○千葉英守委員 久しぶりに教育委員会所管事項の質問をさせていただきます。以前の幹部の皆さんがほとんどいらっしゃらなくて、今の幹部の皆さんの数人しか存じ上げておりませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、道立美術館について、端的にお伺いをしてまいりたい、このように思っております。

まず最初に、美術作品の収集と有効活用についてお伺いしておきたいと思いますが、美術作品の収集については、平成29年度に、北海道美術品取得基金を活用して美術作品を購入しています。久しぶりであります。

そういったことで、美術作品にはどのようなものがあり、美術作品の収集はどのような考え方で進めているのか、お伺いをしたいと思います。

さらに、内外に誇れる作品があるのかどうかといったことも率直にお聞きをしたいと思います。

○**沖田清志委員長** 文化財・博物館課長小松智子さん。

○**小松文化財・博物館課長** 美術作品の収集の考え方についてであります。各道立美術館では、すぐれた魅力ある美術作品を広く道民の皆様に鑑賞していただけるように、近代美術館では、北海道の美術、エコール・ド・パリの作家の作品やガラス工芸、また、地方美術館では、それぞれの地域の代表作家の作品のほか、例えば、旭川美術館は木の美術、函館美術館は書、帯広美術館はプリントアートといったように、それぞれの地域性などに着目して、北海道美術品取得基金を活用した購入や、道民の方々などからの寄贈によって収集を進めているところでございます。

主な収集作品といたしましては、近代美術館では、シャガールやモディリアーニ、フジタの作品を初め、本道を代表する画家である片岡球子や岩橋英遠の作品、ガラス作家ではガレなどの作品を収蔵しているほか、旭川美術館は砂澤ビッキの彫刻、函館美術館は金子鷗亭の書、帯広美術館はミュシャやミレーの版画作品などを収蔵しているところでございます。

○**千葉英守委員** 美術作品の有効活用についてお伺いしたいと思います。

美術作品は、貴重な道民の財産でもありますが、道民に鑑賞してもらうことで、価値が発揮されると思うわけでありまして、作品をどのように活用しているのか、お伺いしたいと思います。

○**小松文化財・博物館課長** 美術作品の活用についてでございますが、道立美術館で収集した美術作品は、それぞれの館が企画するコレクション展を初め、美術作品の鑑賞機会が少ない地域で開催する移動美術館や、道内外の美術館等への貸し出しなどを通じまして、広く鑑賞していただくとともに、代表的な作品をホームページで紹介するなどして、美術館のPRにも役立っているところでございます。

また、児童生徒の美術への興味、関心を高めるため、学芸員が学校に作品を持参し、実物を見せながら、わかりやすく鑑賞の手ほどきを行う出張アート教室を実施するなど、学校教育においても作品を活用しているところでございます。

○**千葉英守委員** 次に、道立美術館は、収集作品のコレクション展を初め、知名度が高い作品や作家を扱った特別展の開催、親子で参加できるような教育普及事業も行っているわけですが、利用者数の状況はどのようになっているのか、あるいは、他の都府県と比べてどのようにな

っているのか、お伺いしたいと思います。

また、他都府県の数字と同時に、そういった数字についてどういう評価をされているのかもあわせてお伺いできれば、ありがたいと思います。

○小松文化財・博物館課長 利用者数の状況についてでございますが、道立美術館の5館全体の利用者総数は、過去10年を見ますと、毎年、50万人から60万人の間で推移をしてきたところでございますが、昨年度においては、80万人を超える方々に御利用いただいたところでございます。

内訳といたしましては、展覧会の観覧者数については、前年度から20万人以上増加して約60万人、また、教育普及事業などの利用者数については、前年度から3万人以上増加して約20万人となっており、増加要因といたしましては、昨年、開館40周年を迎えた近代美術館において、ゴッホ展等の大型企画展が開催されたことや、レストラン、売店の利用者がふえたことなどが考えられるところでございます。

なお、他県の状況につきましては、県ごとに利用者の集計方法が異なるために、比較は難しいところでございますが、札幌市と同程度の人口を有する政令市にある県立美術館の展覧会観覧者数で比較をいたしますと、近代美術館が約46万人であったのに対して、兵庫県が約61万人、愛知県が約42万人、福岡県が約11万人となっております。

道立美術館につきましては、昨年度、80万人を超える方に御利用いただいたということで、一律に比較はできないとは考えておりますが、他県と比べて、大変大勢の皆様にご利用いただいているものと考えております。

○千葉英守委員 利用者の拡大に向けての取り組みについてなのですが、平成15年ぐらいから、食と観光を北海道のリーディング産業にしていこうということで、インバウンドの方々が非常にふえております。そういったこともさることながら、国内の旅行者もふえているということでもあります。

私も、他の国々の美術館に立ち寄って拝見をすることがあるわけではありますが、観光立国・北海道の観点から見ると、ソフト面あるいは人材育成など、少しアピール度が弱いのではないかと、こんなふうに感じておるところであります。

私は、早急な整備が必要であろうと思っておりますし、積極的なPRや、魅力ある展覧会やイベントなどを展開する必要があると思っておりますけれども、どのような取り組みを考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○小松文化財・博物館課長 利用者の拡大に向けた取り組みについてでございますが、道立美術館では、各種メディア等を活用した広報活動のほか、外国人利用者の拡大を図るため、5カ国語による外国語パンフレットを新たに作成して、空港や観光案内所で情報提供を行うなど、新たな来館者の増加につながるよう、積極的なPRに努めているところでございます。

また、本年度から、道内の公立、私立の70の美術館の参画を得て実施しているアートギャラリー北海道では、道内各地の美術館の魅力を道立美術館で紹介する展覧会や、道立美術館と地域の美術館が協働して効果的なPR活動を行うなど、多くの方々に道内のさまざまな美術館を訪れて

いただくための取り組みを進めております。

今後も、SNSの活用など、きめ細かな情報発信や、観光部局とも連携したPRを行いますほか、外国人利用者向けの案内表示の工夫改善を図りますとともに、美術館のネットワークを活用した魅力ある展覧会や、子どもから大人まで楽しめる美術体験などの事業の充実に努めまして、これまで美術館を訪れたことがない方も含め、より多くの方々に美術館を利用していただける環境づくりに努めてまいります。

○千葉英守委員 今お答えをいただきました。それなりに一生懸命やっていたいていると思うわけですが、館内を拝見しても、例えば、外国の方々がおいでになっているのに、外国語表示がほとんど見られません。

それから、他の美術館なんかは、音声ガイドを備えつけてあります。それは有料であってもいいと思いますが、そういったことがなされていないということ、そして、外国語で案内をされる方々も少ないといったこともあって、外国の方々がおいでになって見られる環境なのかということを変えておきたいと思っております。

国内のお客様もさることながら、そのまち、その地域に行ったら美術館に行ってみようというのが普通であります。そういったことからすると、一生懸命やっておられるのはわかりますけれども、いま一つアピール度が弱いなという感じがいたしておりますので、そのことを指摘しておきたいと思っております。

続きまして、アートギャラリー北海道の推進についてであります。

平成30年度から始まったアートギャラリー北海道では、道立美術館と地域の美術館が連携した展覧会が開催されているわけですが、道立美術館が中核となって、北海道全体の美術館の魅力を高めるため、連携した取り組みを一層推進する必要があると思っております。

11月3日には、「北海道みらい地図」ということで、全道の高校生の20名によって作品を完成させて、完成式典がありました。大変すばらしいと感じさせていただき、北海道にも、こういう絵を描ける子どもたちがいるということで、本当に誇らしく思ったわけでありました。その中で、9月6日の胆振東部地震で作業を中断せざるを得ないといったこともあったとお聞きしております。その苦しさの中でしっかり作り上げたものだろうと思っております。

そこで、今後はどんな取り組みをされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○小松文化財・博物館課長 アートギャラリー北海道の今後の取り組みについてでございますが、本年度は、道立美術館におきまして、各地の美術館のコレクションを紹介する展覧会を開催するのを初め、さまざまな美術館をめぐっていただくためのスタンプラリーなど、美術館のネットワークの構築に向けた取り組みを実施しているほか、北海道150年事業と連動した取り組みとして、道内各地の高校生が、北海道の未来への願いを発信する絵画「北海道みらい地図」の制作を共同で行ったところでございます。

今後におきましては、道立美術館と地域の美術館との連携をさらに強め、相互のコレクションを紹介する展覧会を初め、共同でのイベント開催やPR活動などにより、美術館のネットワーク

をより充実させますとともに、民間企業、団体からも協力を得るなどして、道内の美術館全体の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○千葉英守委員 次に、施設機能の有効活用についてであります。

道立美術館は、地域の中核となる美術館として、美術館同士の連携を深めたり、すばらしい作品の鑑賞機会の提供や、子どもたちが創作活動を行う貴重な体験の場にもなっておりまして、魅力ある美術館として、多くの方々が、美術館を訪れ、美術館で過ごす時間を楽しんでいただくためには、美術作品を活用した展覧会の開催はもとより、施設の機能も有効に活用する必要があると考えておりますけれども、どのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○小松文化財・博物館課長 美術館の施設機能の活用についてでございますが、美術館におきましては、美術鑑賞を楽しんでいただくだけではなく、ロビーや展示室を会場としたコンサートを開催するなどして、来館者からも好評をいただいているところであります。

また、各美術館におきまして、地域の文化施設をめぐり、地域の文化財の魅力を味わっていただく取り組みを企画したり、地元のイベントと連携した事業を行うなど、立地環境や地域の特性を生かした取り組みを行っております。

さらに、ホテルやレストランと連携した、アートと食を楽しむイベントの実施、ボランティア団体の協力による、喫茶コーナーやミュージアムショップの運営などにも取り組んでいるほか、近代美術館におきましては、館内のレストランにおいて、展覧会のテーマにちなんだメニューの提供も行っておりまして、今後も、こうした取り組みを通じて、誰もが、いつでも、気軽に美術館を訪れていただくことができるよう、来館者の利便性や満足度を高めるための環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○千葉英守委員 次に、施設整備についてお伺いします。

道立美術館は、公共施設として、安全性や衛生面、バリアフリーの確保、交通機関等アクセスの利便性、館内外での休憩スペースの充実など、快適でゆとりのある時間を過ごしていただくことが大切であろう、このように思っております。

特に、近代美術館は、建築後40年を経過し、老朽化も著しいことから、周辺環境と一体となった施設整備を早急に進める必要があるのではないかと考えておるわけでありまして。

当然、地元の町内会や札幌市、あるいは警察との協議が必要になってくるだろうと思っておりますが、私見として、近代美術館と知事公館、そして北海道の美術界の逸材と言われる三岸好太郎美術館をネットワークゾーンにするなど、30年後あるいは50年後の近代美術館の姿について一考を要するのではないかと、こんなふうに私は考えておるわけでありまして、御見解をお伺いしたいと思っております。

○沖田清志委員長 生涯学習推進局長大川祐規夫君。

○大川生涯学習推進局長 道立美術館の施設整備についてでございますが、道立美術館を初め、道有施設の維持管理については、道が平成28年に策定した北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づき、施設をより長く使用することができるよう、計画的に長寿命化を図るために改修

等を行うこととしており、近代美術館についても、これまで、屋上防水や外壁、空調設備などの改修工事を行ってきているところでございます。

道教委といたしましては、近代美術館を、引き続き、安心、安全で誰もが快適に利用できるよう、施設機能の維持に努めつつ、中長期的な視点に立った施設整備について検討する必要があると認識しており、三岸好太郎美術館、知事公館と隣接していることや、地下鉄駅から近いという立地環境なども踏まえて、一層の利用促進が図られるよう、関係部局等とも連携し、さまざまな検討を進めてまいりる考えでございます。

○千葉英守委員 最後でございますが、今後の美術館のあり方についてです。

道立美術館は、本道の美術振興の拠点であり、近代美術館を初め、道内各地に設置されておりますが、美術に対する道民の関心に応えるとともに、国内外の人たちが訪れる魅力ある美術館とするために、道立美術館が果たす役割は大変大きいものがあると思います。

美術館ごとの特徴、施設の状況などを踏まえて、将来的なビジョンが必要なのだらうと思っております。

美術館のあり方を検討する必要があると考えておりますけれども、最後に、教育長からお答えをいただきたいと思っております。

○沖田清志委員長 教育長佐藤嘉大君。

○佐藤教育長 美術館のあり方についてであります。道立美術館は、本道の美術振興を目的に、本道ゆかりの作家や作品の収集、研究を行うのを初め、展覧会、教育普及事業、学校教育を支援する取り組みを通じて、誰もが、すぐれた魅力ある作品に触れることができる機会を提供する役割を担っております。

また、各地域の美術館や文化施設の相互のネットワークを一層充実させるとともに、これからの活躍が期待される若い作家たちが、意欲的な作品を制作し、発表できる環境を整えることも、本道の芸術文化の発展には大切であると認識をしております。

道教委といたしましては、道立美術館が、教育機関としての役割をしっかりと果たし、関係機関とも連携の上、美術館の魅力を内外に発信するとともに、利用者の意見の十分な把握や、平成29年度から開始した美術館評価の適切な運用を通じた運営改善を図り、それぞれの施設の活動の特色や、本道の強みでもある食、観光を含む地域の特性も考慮しながら、文化振興の拠点である美術館をこれまで以上に多くの方々に利用していただけるよう、中長期的な視点にも立ちながら、そのあり方について検討を進めてまいります。

以上です。

○千葉英守委員 今、教育長からも御答弁をいただきましたけれども、やっぱり、中長期的な観点が必要だらうと思っております。

美術館は、その地域にとって、ある意味で文化度のバロメーターになると言っても過言ではないだらうと思っております。

そういった意味で、短期的なことも必要ではありますけれども、北海道の美術館はどうあるべ

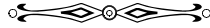
きかということの中長期的に見定めて、しっかりと構築していくことが大切なのだろうと思いますので、このことを要望させていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○**沖田清志委員長** 千葉英守委員の質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩



午後2時53分開議

○**沖田清志委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管にかかわる質疑の続行であります。

太田憲之君。

○**太田憲之委員** それでは、私から、教育委員会が所管する事項について質問をさせていただきたいと思います。

初めに、学校力向上についてであります。

道教委では、学校の総合力を高めるとともに、将来のスクールリーダーを計画的に育成するため、平成24年度から、学校力向上に関する総合実践事業に取り組んでおります。

事業がスタートしてから、既に6年が経過しておりますので、これまでの取り組みの状況や成果などについて、以下、順次伺ってまいりたいと思います。

まず、この事業をスタートさせることとなった当時の背景や事業の目的、取り組み内容についてお伺いいたします。

○**沖田清志委員長** 義務教育課長池野敦君。

○**池野義務教育課長** 学校力向上に関する総合実践事業についてでございますが、本事業は、全国調査等で明らかになりました、学力、体力の向上などの課題に道内の各学校が対応するため、管理職のリーダーシップのもとで、学校全体がチームとなって、包括的な学校改善を推進し、学び続ける学校のモデルを提示して、その普及に努めることや、将来のスクールリーダーを継続的に輩出する新たな仕組みを構築することを目的として、平成24年度から実施しております。

本事業の指定校では、学校の教育目標の実現に向けて校内組織を工夫するなど、学校マネジメントに関すること、ミドルリーダーが中心となり、若手教員の計画的な育成を目指した研修を行うなど、人材育成に関すること、学力、体力等の具体的な到達目標を設定し、授業改善を行うなど、教育課程、指導方法等に関すること、地域住民等の参画により学校運営を改善充実するなど、家庭、地域との連携に関することなどに取り組んでいるところでございます。

○**太田憲之委員** 次ですが、事業の成果を全道的に普及させるためには、各地域に、取り組みの中心となる学校をバランスよく指定し、取り組みを工夫して展開していく必要があると考えます。

これまで、どのような考え方で学校を指定してきたのか、これまでの指定の状況とあわせてお

聞かせ願います。

○池野義務教育課長 指定校についてであります。本事業を開始した平成24年度は、道央、道南、道北、道東の4ブロックに指定校を配置することとし、中心となって事業を推進する小学校の7校を実践指定校に、その成果を積極的に取り入れる同一市町村の小中学校の23校を近隣実践校に指定して取り組み始めたところでございます。

その後、より多くの地域で取り組むことができるよう、指定校を拡充し、平成26年度は、14管内で、実践指定校の19校、近隣実践校の61校、29年度は、実践指定校の25校、近隣実践校の76校で実施し、本年度からは、事業の成果をさらに普及するため、近隣実践校の指定を廃止し、67校を実践指定校として、事業を進めているところでございます。

○太田憲之委員 ただいま、指定校の状況についてお伺いしました。

この事業では、取り組みの中心となる実践指定校などに加配の教職員が措置されているということですが、どのような考え方で、1校当たり何人ぐらいの教員を措置しているのか、全道でどのぐらいの人数になっているのか、これまでの配置状況についてお聞かせ願います。

○沖田清志委員長 教育政策課長名子学君。

○名子教育政策課長 教職員の加配についてでございますが、本事業は、包括的な学校改善の推進や計画的な若手教員の育成等を目的としておりまして、通常の学校と比べて事務事業量が増加することから、実践指定校においては教員2名を、近隣実践校には教員1名を基本として加配するほか、近隣の学校を含めた新採用教員の配置状況に応じまして、さらに1名の教員を措置してきております。

加えて、市町村内の学校間連携の強化のため、各自治体につき1校の指定校に事務職員1名を加配措置してきたところでございます。

これまでの加配の状況といたしましては、平成27年度は120人、28年度は135人、29年度は144人でありまして、本年度は165人を加配しております。

○太田憲之委員 この事業における取り組みの一つの柱である学校マネジメントは、学校力を高める上で非常に重要な取り組みであると考えますが、実践指定校では、これまで、どのような成果が上がってきているのでしょうか。また、ほかの学校にもそうした成果を広めていくために、道としてどのように取り組んでいるのか、お聞かせ願います。

○池野義務教育課長 学校マネジメントについてでございますが、実践指定校では、管理職のリーダーシップのもと、ミドルリーダーを核とした校内組織の工夫や、教育活動の検証改善サイクルの確立などに取り組み、学校運営に対する教職員の参画意識が高まった、全教職員で指導の方向性等を共有することで、一貫性のある指導が実現され、子どもたちの学力が向上したなどの成果が報告されております。

道教委では、こうした成果が道内の全ての学校で生かされるよう、指定校の学校マネジメントの取り組みを、全教員が参考とする教育実践報告書に掲載し、周知を図るとともに、各教育局の学校訪問などで、それぞれの学校の実情に応じたマネジメントの具体策について、指定校の成果

を踏まえて指導を行うほか、より多くの教員が指定校の授業を参観したり校内研修に参加したりすることができるよう、研修機会の拡充に努めるなどの取り組みを進めているところでございます。

○太田憲之委員 それでは、もう一つの柱である人材育成の取り組みにつきましては、管理職員のなり手不足が深刻化する中、各管内の将来を担う教員を継続的に輩出することにつながり、大きく期待しているところでございますが、具体的に、どのような取り組みを通して育成しておられるのか。既に、実践指定校で力をつけた教員がほかの学校などに異動している例もあるかと思われませんが、どのような活躍をされているのか、わかっている部分があれば、お聞かせ願います。

○池野義務教育課長 人材育成に関する取り組み等についてであります。道教委では、実践指定校に、毎年、1名から2名の新採用教員を配置し、3年から4年の勤務経験の中で、ミドルリーダーが日常的に模範授業を見せたり、若手教員の授業を見て、放課後に指導を行ったりすることを通して、教員として必要な指導技術を確実に身につけさせることや、先輩教員が、若手教員の日ごろからの指導上の課題、悩みの相談に応ずることなど、加配を有効に活用したきめ細かな育成を進めております。

これらの取り組みにより、本事業に取り組んでいる学校の初任段階教員を対象としたアンケート調査において、多くの教員が、教科指導、学級経営、チーム貢献の力を高められたと回答し、その後の異動先においても、校内研修や生徒指導の中心として活躍するほか、こうした若手教員の指導に携わったミドルリーダーにつきましても、教頭や主幹教諭に昇任したり指導主事に採用されたりするなど、相乗効果が生まれてきております。

○太田憲之委員 今年度の教育行政執行方針でも、義務教育における学校力向上に関する総合実践事業などによる成果の普及を図ると示されているところであります。この事業は、学校経営そのものの質を高めて、人事異動などを通じて、ほかの学校にも波及効果を及ぼす重要な取り組みであり、しっかりと事業を検証し、さらによい取り組みとしていく必要があると考えます。

道教委は、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○沖田清志委員長 学校教育監村上明寛君。

○村上学校教育監 今後の取り組みについてでございますが、本事業におきましては、学校マネジメントが機能し、チームとなって学校改善を進めることができた、初任段階教員を育成する取り組みを通して、若手教員はもとより、ミドルリーダーを初めとする他の教職員も成長しているなどの成果が見られるところでございます。

今後は、こうした事業の成果につきまして、大学教授等の有識者による分析、考察などをしていただきながら、学校改善のための効果的な取り組みとして整理し、その普及に努めますとともに、各学校の、学力、体力の向上など、さまざまな課題解決の基盤となる、管理職のリーダーシップのもとでの学校マネジメントや、人材育成の仕組みの一層の強化に向け、事業内容の不断の見直し、改善を図りながら、本道の学校経営の充実に資するよう取り組んでまいりたいと考えて

おります。

○**太田憲之委員** 北海道の学校力向上の取り組みに非常に頑張っているところではありますが、生徒自身の努力はもちろんのこと、学校全体の力を上げていかなきゃならないわけでありまして。包括的な学校の改善対策ということで学校力の向上に取り組んでおられると思いますけれども、今言われたように、ミドルリーダーを初め、人材が育ってきているものと思います。

教員集団の協働に基づき、学校力を上げていくということが考え方の基本にあると思いますので、これからも、教員一人一人の能力が相乗効果として発揮される学校、また、教員の努力が成果に結びつく学校を目指し、道教委として、学校力の向上に対する取り組みに御尽力いただくようお願い申し上げまして、次の項目に移らせていただきたいと思います。

次は、地域医療を支える人材の育成についてお伺いをしていきたいと思っております。

将来における本道の地域医療を支える人材を育成するため、医学部への進学を目指す高校生に、地域医療の現状や医師という職業への理解を深める機会を提供し、教育課程の改善などにより効果的な学習支援を行う、地域医療を支える人づくりプロジェクト事業が実施されており、既に10年が経過することから、これまでの取り組み状況や成果などについて、以下、数点にわたって伺ってまいりたいと思っております。

まず、このプロジェクトは、平成20年度からスタートしているところではありますが、この事業をスタートさせることとなった当時の背景や事業の概要についてお聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 高校教育課長山本明敏君。

○**山本高校教育課長** 事業実施の背景などについてでございますが、本道においては、医育大学への進学者数が少ない地域ほど、医師数も少なく、医師不足が深刻な状況でありましたことから、道教委としても、こうした地域出身の医師の増加に資する事業として、平成20年度から本事業を開始したところでございます。

本事業では、道立高校を指定して、教育課程の工夫や指導方法の充実を図ることにより、進路希望の実現に向けた効果的な学習支援に努めますとともに、医育大学、病院等と連携して行う、大学施設や病院の見学、医療体験、地域医療の現状や医学に関する講演などの取り組みにより、医学部への進学を目指す生徒に対して、地域医療の現状や医師という職業への理解を深める機会を提供し、本道の地域医療を担っていく使命感を育成することとしてきたところでございます。

○**太田憲之委員** この事業においては、2学年、3学年に、数学や理科などの授業で少人数指導を行う教育課程を設ける医進類型指定校を原則3年間指定して、取り組みを進めるとともに、取り組みを広げるために、指定校が置かれていない管内には協力校を1校指定して、取り組みを行うこととしております。

取り組みに当たって、どのような考えで指定校等を指定してこられたのか、これまでの指定の状況とあわせてお聞かせ願います。

○**山本高校教育課長** 医進類型指定校等の状況についてでございますが、指定校については、医学部医学科への進学を目指す生徒に対してきめ細かな学習支援を行うための教育課程を編成、実

施する医進類型を設置することとしており、平成20年度の事業開始時に、全道のバランスを考慮しながら、石狩管内を除く地域の中から、医学部へ進学した実績が一定程度ある道立高校の9校を指定したものでございます。

また、本事業を全道的に推進していくため、指定校が指定されていない管内におきまして、道立高校の各1校を協力校と指定しており、本年度は、札幌南高校、静内高校、江差高校、留萌高校、稚内高校及び根室高校の6校としているところでございます。

○**太田憲之委員** 指定校や協力校では、道内の医育大学の教授等が講義を行う高校生メディカル講座や、地域で活躍する医師の講演、医療機関の見学などを行う地域医療体験事業を毎年1度実施することになっておりますが、昨年度の実施状況はどのようになっているのか、地域医療体験事業については、内容も含めてお聞かせ願います。

○**山本高校教育課長** 昨年度の実施状況についてでございますが、道内の3医育大学と連携して実施している高校生メディカル講座につきましては、指定校の生徒が478名、協力校の生徒が201名、指定校及び協力校以外の学校の生徒が200名、合計で879名が参加しており、一昨年度より127名増加をしております。

また、地域医療体験事業につきましては、地域医療に対する生徒の理解を深めさせるとともに、医療人に必要とされる豊かな人間性の育成を図るため、医師による講演、医療機関の見学のほか、医療体験や医師等との座談会なども行っており、指定校の生徒が247名、協力校の生徒が41名、指定校及び協力校以外の学校の生徒が69名、合計で357名が参加しておりますが、一昨年度より99名減少しているところでございます。

指定校以外の生徒の参加数が減少傾向にありますことから、今年度は、各指定校、協力校において、他校の生徒も参加しやすいよう、日程を調整いたしますとともに、医育大学と連携して、事前レポートやワークショップ形式を取り入れるなど、生徒が主体的に取り組めるように工夫を図ったほか、対象を中学生にも広げ、近隣の中学校にも案内し、開催をしているところでございます。

○**太田憲之委員** それでは次に、指定校や協力校における取り組みを効果的に行うとともに、成果を普及させるため、指定校等連絡協議会が毎年開催され、取り組みの調査研究や、成果と課題等の情報交換、研究協議などが行われておりますが、ここ3年間における成果や課題の主なものと、その後の取り組みなどについてお聞かせ願います。

○**山本高校教育課長** 事業の成果や課題についてでございますが、指定校等連絡協議会においては、成果として、生徒が、さまざまな取り組みを通して医療現場を体験することで刺激を受け、学習意欲の向上や家庭学習の時間が増加したこと、医進類型の担当教員が、指導主事で構成するサポートチームからの指導助言により授業改善を図ることができたことなどが報告されております。

また、課題といたしましては、協力校において、医学部医学科を志望する生徒が少ないことから、医師を講師とした高校生メディカル講座の効果的な実施が難しい状況にあることなどが挙げ

られており、道教委では、こうした参加生徒が少ない協力校においても効果的な事業の実施となるよう、昨年度から試行的に実施している講座の遠隔配信を拡充するなどして、引き続き、講座の充実に努めてまいります。

○太田憲之委員 この事業の中で、医学部進学を目指す高校2年生が、夏季休業期間中の4日間程度、道内の社会教育施設などに集まり、医育大学の見学や各種講座、生徒間の交流学习などを行う高校生メディカル・キャンプ・セミナーが開催されているところではありますが、昨年度の開催の概要や、ことしを含む4年間の参加者数はどのようにになっているのか、お聞かせ願います。

○山本高校教育課長 高校生メディカル・キャンプ・セミナーについてでございますが、昨年度においては、4日間の日程で、札幌医科大学、旭川医科大学、ネイパル深川を会場に、医育大学での体験実習、医師による特別講義、保健福祉部からの、本道の医師確保対策や北海道医師養成確保修学資金貸付制度の説明などのほか、医学部合格に向けた数学や英語の講義、将来の北海道の医療を考えるワークショップなどの実施により、参加者の、進路実現に向けた学力や医学部への進学意欲の向上に努めたところでありまして、参加者からは、医師になりたい気持ちがより増すような企画だと思った、北海道の医療に貢献しようという意識が強くなったなどの感想があったところでございます。

参加者数につきましては、平成27年度が62名、平成28年度が80名、平成29年度が68名、平成30年度が60名となっており、本事業開始からの平均の参加者数は約72名となっております。

○太田憲之委員 この事業がスタートしてから10年が経過していると最初にも言いましたが、これまでの取り組みを通して、医学部に進学する生徒の状況にはどのような変化が見られているのか、実施前と比べて進学者数はどのように推移しているのか、また、この状況をどのように受けとめておられるのか、あわせてお聞かせ願います。

○沖田清志委員長 指導担当局長赤間幸人君。

○赤間指導担当局長 取り組みの成果についてでございますが、医学部医学科への進学者数は、本事業実施前の4年間における指定校9校の合計が年平均で51.0人であったのに対して、本事業開始後の10年間では、年平均が63.3人となっております。

道教委といたしましては、高校生メディカル講座や地域医療体験事業などの体験的な学習を通して、地域医療の現状についての生徒の認識が深まり、医師としての強い使命感や志を持つようになったほか、各指定校において、学力向上に向けた取り組みの充実が図られたことにより、進学者数の増加に寄与したものと受けとめているところでございます。

○太田憲之委員 地域医療を担う医師を養成し、地域偏在の解消を目的とする地域枠は、道内の3医育大学でも導入されておりますが、札幌医科大学のように、募集段階から地域枠を設定して推薦入試を行うものや、一般入試等の後に希望者からの手上げ方式で行うものもあり、手上げ方式では、地域枠にあきが出るなどの問題が指摘されているところでもあります。

このような状況を回避するために、関係大学の入試制度の周知徹底を図るとともに、地域医療を支える人づくりプロジェクト事業のこれまでの成果や課題等を踏まえた取り組みの一層の充実

を図っていく必要があると考えます。

地域医療を支える人材の育成に向けて、道教委は、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、最後にお聞かせ願います。

○**沖田清志委員長** 教育長佐藤嘉大君。

○**佐藤教育長** 今後の取り組みについてであります。各地域における深刻な医師不足の改善を図るため、長期的な視点に立って、地域医療を支える人材を育成することが大変重要であるというふうに考えております。

医学部医学科への進学を目指す道内の生徒に対し、本道の地域医療の現状や医師という職業への理解を深めさせ、地域医療に貢献したいという意識を醸成するとともに、進路希望の実現に向けた効果的な学習支援を行っていくことが重要であると認識しております。

今後は、地域医療体験事業などの取り組みの改善充実に努めますとともに、各指定校における学習指導や進路指導が一層充実するよう、指導主事によるサポートチームの支援を行うほか、知事部局と連携し、医育大学の入試制度や、北海道医療人材確保ポータルサイトの活用について、道内の高等学校に周知するなどして、医学部医学科への進学を目指す生徒の希望が実現し、使命感を持って本道の医療を担う医師が1人でも多く育っていくよう、地域医療を担う人材の育成に努めてまいります。

以上です。

○**太田憲之委員** 本道の医療を担う医師を育て、人材をつくるため、地域医療を支える人材育成事業を10年前からやっているとのことですが、高校生、大学生が実習などを経て、一人前のお医者さんになるには、すごく月日がかかり、一朝一夕にできるものではございません。このようなことを10年前から計画し、やってくれていることに本当に感謝します。

また、若い学生時代には、職業に対するイメージはなかなかつかめないと思います。いろいろな会社のインターンシップを通じて、その職業の感じをつかんで、目標に向かって頑張っていこうという意識の醸成、そういったことを中学校にも輪を広げてやっているということで、本当にすばらしく、いいことだなと思います。

これからも、学生のうちに意識を高めるということは、何をおいても重要なことであると思いますので、引き続き、この事業に積極的に取り組んでくださることを心からお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○**沖田清志委員長** 太田委員の質疑は終了いたしました。

森成之君。

○**森成之委員** それでは、通告に従いまして、教育庁所管事項について、以下伺ってまいります。

先ほども質疑がございましたが、私からも、児童生徒の問題行動、不登校について伺ってまいります。

【第2分科会 11月13日 第5号】

先日、平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果が公表されたところでございます。

初めに、昨年度の道内の公立学校における暴力行為の状況について、本道における暴力行為の発生件数はどのようになっているのか、また、前年度と比べてどのようになっているのか、その傾向を伺います。

○**沖田清志委員長** 学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 齊藤順二君。

○**齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全）** 暴力行為の状況についてであります。本道の小・中・高等学校を合わせた暴力行為の発生件数は666件で、前年度に比べて316件減少しております。

校種別の発生件数で見ると、小学校が130件で、前年度に比べて242件の減、中学校が350件で、前年度に比べて74件の減、高等学校が186件で、前年度と同数となっております。

暴力行為の態様としましては、生徒間暴力が最も多く、全体の6割を占め、次いで、器物損壊となっております。

また、学校種別では、中学校が5割となっており、前年度と同様の傾向が見られたところでございます。

○**森成之委員** ただいま、本道の暴力行為の傾向について答弁がございましたが、その要因について伺います。

また、暴力行為の減少に向けた道教委のこれまでの取り組みについてもあわせて伺います。

○**齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全）** 暴力行為への対応についてであります。小学校における暴力行為が大幅に減少した要因は、同じ学校で繰り返し暴力行為が発生していたこと、同じ児童生徒が、複数回、暴力行為に及んでいたことが解消されたためと考えているところでございます。

道教委では、暴力行為の予防に向けて、各学校に対し、学級活動等において、児童生徒のコミュニケーション能力のさらなる向上を図り、望ましい集団づくりを進める取り組みを推進することや、警察と連携して、子どもの健全育成サポートシステムを活用した暴力行為の再発防止や、非行防止教室の実施に取り組むことなどを指導助言し、児童生徒の規範意識の育成、居場所づくりなど、各学校の取り組みの充実に努めてきたところでございます。

○**森成之委員** それでは次に、道内の公立学校におけるいじめの状況についてですが、本道におけるいじめの認知件数はどのようになっているのか、また、前年度と比べてどのようになっているのか、傾向を伺います。

○**齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全）** いじめの認知件数についてであります。平成29年度、本道の公立の小・中・高校、特別支援学校はいじめの認知件数は1万2129件で、前年度より4567件増加しており、これまでで最も多い数となっております。

校種別の件数は、小学校が9256件で4071件の増、中学校が2319件で420件の増、高等学校が518件で62件の増、特別支援学校が36件で14件の増となっており、全ての学校種において増加してお

ります。

こうした、いじめの認知件数の増加傾向は、国が、いじめの定義について、いじめられた児童生徒の立場に立って判断することが必要であることなどを示した平成25年度以降、全国的な傾向となっているところでございます。

○森成之委員 ただいま、本道のいじめの認知件数の傾向について答弁がございましたが、その要因について伺います。

また、いじめの解消に向けた道教委のこれまでの取り組みについてあわせて伺います。

○齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全） いじめへの対応についてであります。いじめの認知件数が増加している要因としましては、各学校において、いじめは、どの子ども、どの学校にも起こり得るという認識のもと、児童生徒へのアンケート調査を工夫したり、個人面談を実施するなどして、初期段階のものも含めて、積極的にいじめを認知し、対応していく考え方が浸透して、正確に報告されたためと考えているところでございます。

また、いじめの解消に向けては、これまでも、各学校において、いじめへの対応に関する校内研修を実施してきたほか、道教委では、北海道いじめ防止基本方針を本年2月に改定し、学校が、いじめが解消している状態と判断するためには、いじめに係る行為がやんでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件が満たされていることを確認する必要があることや、解消している状態に至った場合であっても、再発する可能性や、いじめを受けたことによる心理的影響が容易には消えない場合も想定し、日常的に注意深く観察する必要があることも明記するなどして、各学校において適切な対応が実施されるよう指導してきたところでございます。

○森成之委員 それでは次に、不登校児童生徒についてであります。新聞等の報道によりますと、全国で、年間に30日以上欠席する小中学校の不登校児童生徒数は、統計をとり始めた1998年以降で最も多い14万4031人となっているとのことでございます。

そこで、道内の公立学校における不登校の児童生徒数は、前年度と比べてどのような状況になっているのか、道内の公立小中学校及び高校それぞれの傾向を伺います。

○齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 本調査における不登校児童生徒数についてであります。小学校が1196人で、前年度より165人の増、中学校が4370人で、前年度より406人の増、合計5566人で、前年度より571人の増となっており、現在の方法で調査を開始した平成3年度以降で最も多く、全国の状況も増加傾向にあり、小中学校を合計した1000人当たりの不登校児童生徒数は、本道が14.9人であり、全国平均の14.7人に比べて0.2人多くなっております。

また、公立高等学校の不登校生徒数は792人で、前年度より38人の増となっており、全国の状況と比較すると、1000人当たりの不登校生徒数は、本道が7.6人であり、全国平均の15.1人に比べて半数程度となっております。

○森成之委員 ただいま、本道の小中学校における不登校児童生徒数の傾向について答弁がございました。

これら不登校の要因についてお伺いをしたいと思います。

また、不登校の解消に向けた、これまでの道教委の取り組みについてあわせて伺います。

○齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 不登校への対応についてであります。不登校となった児童生徒の状況については、全国と同様、中学校入学後に大きく増加する傾向が見られ、その要因は、「不安」の傾向がある」及び「無気力」の傾向がある」の二つの項目への回答が多くなっており、友人関係や学業の不振など、学校に係る状況が要因として考えられるものもあるところでございます。

こうしたことから、道教委では、不登校児童生徒やその保護者に対し、学校外において、専門的な相談、指導が受けられる教育支援センター等の相談窓口の周知に努めてきたほか、児童生徒の個々の課題に応じた効果的な支援を行うため、今年度、文部科学省からひな形が示された児童生徒理解・支援シートの活用を推進するよう指導助言を行うなど、不登校児童生徒の支援の充実に向けて取り組んできたところでございます。

○森成之委員 わかりました。

次に、道内の公立高校における中途退学の状況について、近年の本道における公立高校の中途退学者数はどのように推移しているのか、また、中途退学の理由としてはどのようなものが多いのか、伺います。

○齊藤学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 高等学校の中途退学者数についてであります。本道の、平成27年度から平成29年度までの過去3年間の中途退学者数は、平成27年度が1648人、平成28年度が1534人、平成29年度が1491人で、在籍者数に占める割合は1.5%前後で推移しており、学年別では高校1年生が最も多くなっております。

また、中途退学の理由として多い回答は、平成29年度では、「学校生活・学業不適応」が34.5%、次いで、「進路変更」が29.3%であり、この二つの理由が全体の6割程度を占めており、例年と同様の傾向となっているところでございます。

○森成之委員 ただいま、本道の公立高校の中途退学者の状況について答弁がございましたけれども、道教委として、高校中途退学の未然防止に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○沖田清志委員長 指導担当局長赤間幸人君。

○赤間指導担当局長 中途退学の未然防止についてでございますが、道内の公立高校におきましては、中途退学の未然防止に向けて、入学前に、中学生や保護者を対象として、学校説明会、体験入学を実施するほか、入学後には、習熟度別指導や少人数指導など、個に応じた学習指導の充実、さらには、生徒の悩みを受けとめるきめ細かな教育相談体制の整備などに取り組んでおります。

道教委といたしましては、こうした学校の取り組みを支援するため、教員の加配、スクールカウンセラーの派遣のほか、高校入学後に、人間関係づくりの支援やコミュニケーション能力を育成するトレーニングを行う高校生ステップアップ・プログラム事業を実施しているところであり

ます。

今後は、こうした取り組みの成果を、各管内で開催する生徒指導研究協議会等において普及するとともに、中途退学の未然防止に向け、学習指導や将来の進路を考えさせる指導、望ましい人間関係の構築に向けた指導の充実に努め、生徒が、将来に向けて自立して生きる力を身につけることができるよう取り組んでまいります。

○森成之委員 これまで、調査結果に基づいて、問題行動や不登校等の諸課題の現状について確認をさせていただきましたが、今後、暴力行為、いじめ、不登校等の課題に対して、道教委としてどのように取り組みを推進していくのか、伺います。

○沖田清志委員長 学校教育監村上明寛君。

○村上学校教育監 問題行動や不登校等への対応についてでございますが、今回の調査結果において、本道では、小学校、中学校の暴力行為の件数や、高等学校中途退学者数は、前年度と比べて減少するなど、改善の傾向にあり、いじめについては、認知件数は増加しているものの、各学校種において、初期段階のものも含めて積極的に認知した結果と捉えており、これまでの取り組みの効果があらわれてきているものと考えております。

一方で、増加傾向にある不登校につきましては、依然として憂慮すべき状況にあり、いじめにつきましては、引き続き、未然防止に向けて取り組むことが必要であり、重大な事態に発展することがないように、早期発見、早期対応が重要であると認識しているところでございます。

道教委といたしましては、今後も、学校の教育活動全体を通して、自分や他人を大切にすること、望ましい人間関係を築く力を育むための取り組みを進めますとともに、生徒指導上の諸課題について、未然防止、早期発見、早期対応に向け、教育相談体制の充実や、民間も含めたさまざまな関係機関等と連携した支援体制の整備充実に努めてまいりたいと考えております。

○森成之委員 今答弁をいただきました。効果がすぐに出ないものなど、さまざまあるかもしれませんが、一部では結果が出ているものもございますので、ぜひ、粘り強く続けていただきたい、こんなふうに思います。

それでは次に、児童生徒の携行品についてであります。

児童生徒の携行品や、その軽減などの対策として、教科書や道具類などの荷物を学校に置いていく、いわゆる置き勉強などについては、これまでも議会議論が行われてきたところでありますが、学習指導要領の改訂などにより、学校において教える内容と授業時間数は増加の一途をたどっておりまして、これに加え、教科書のページ数がふえ、大型化するとともに、副教材もふえているものと承知をいたしております。

まず、道教委は、これまで、この問題にどのように取り組んできたのか、伺います。

○沖田清志委員長 義務教育課長池野敦君。

○池野義務教育課長 児童生徒の携行品についてでございますが、学習用具等を家庭に持ち帰ったり学校に置いて帰ったりする対応につきましては、児童生徒の実態を踏まえ、各学校で定めることが基本でございますが、近年、学習用具等が過重になることで、身体の発達に影響が生じかねな

いといった懸念や、通学時の危険性が指摘されているところがございます。

こうしたことから、道教委といたしましては、小・中・高等学校の校長会やPTAの役員との会議等において、通学時における学習用具等の持ち運びの状況、児童生徒の負担軽減などについて意見交換を行うとともに、各市町村教育委員会に対し、学校の状況に応じて適切な対応に努めるよう指導してきたところがございます。

○森成之委員 ある調査では、1週間のうち、児童生徒の携行品が最も重い日の重量はおよそ4.7キログラムで、ランドセルの重さを含めると平均で6キログラムで、小学生の約3割がランドセルを背負ったときに首などに痛みを感じているとのことであります。

このような中、函館市や旭川市など、道内の6市の教育委員会が、独自に、小中学校に対して、児童生徒の携行品に係る負担軽減に配慮するよう要請しているとの報道がございましたが、どのような内容なのか、伺います。

○池野義務教育課長 市町村教育委員会の取り組みについてであります。報道にあった、札幌、旭川、函館、釧路、帯広、小樽の6市の教育委員会では、児童生徒の携行品に係る配慮について、各学校に対し、児童生徒の健康や安全、負担軽減等に配慮した取り組みを進めること、全ての教職員で共通理解を図り、児童生徒一人一人に応じてきめ細かく対応すること、保護者等の理解を得ながら連携協力して対応することなどについて、通知の発出や、校長会議の機会等において指導を行っていることと承知しております。

○森成之委員 文部科学省も、子どもたちの負担軽減に関して、「児童生徒の携行品に係る配慮について」という通知を各都道府県教育委員会等に発出したと承知いたしておりますが、どのような内容なのか、また、その通知を受けて、道教委としてどのように対応したのか、伺います。

○池野義務教育課長 文部科学省からの通知についてであります。本年9月に文部科学省が都道府県教育委員会等に対して発出した通知は、児童生徒の携行品に係る工夫例を示し、各学校がそれを参考とするなどして、携行品の重さや量について改めて検討し、必要に応じて適切な配慮を講じることを求める内容のものであり、工夫例として、例えば、「宿題で使用する教材等を明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等について、児童生徒の机の中などに置いて帰ることを認めている。」「部活動の用具のうち、個人が所有するものについて、鍵のかかる部室やロッカーであれば、置いて帰ることを認めている。」などが示されております。

道教委では、この通知を受けまして、各市町村教育委員会や道立学校等に通知するとともに、本通知を踏まえた適切な対応を行うよう、学校訪問等で指導するほか、北海道PTA連合会の役員と、通学時における学習用具等の持ち運びの状況や、子どもの負担軽減の必要性などについて、意見交換を行ったところがございます。

○森成之委員 小中学生の重い通学かばんに関する問題で、独自に負担軽減の取り組みを進めている道内の学校現場では、置き勉などによるかばんの軽量化を一つの契機として、子どもの自主性を育むなど、教育的な効果もあらわれているとのこととございます。

家庭学習に必要な教材をみずから考えて選んだりすることなどにより、みずからの課題を見詰

め、自己判断力を磨く機会になったり、家庭学習をする児童生徒がふえた学校もあるということでもあります。重いかばんへの対策としては、このような視点も非常に重要であると考えます。

また、児童生徒の発育への影響や安全な登下校に十分考慮し、国から通知が出たことも踏まえて、道教委として、これまで以上に積極的に、重い通学かばん対策に取り組んでいく必要があると考えます。

道教委として、今後、どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

○**沖田清志委員長** 教育長佐藤嘉大君。

○**佐藤教育長** 児童生徒の携行品に係る今後の取り組みについてでございます。

道教委では、児童生徒の携行品への対応につきましては、各学校が、児童生徒の発達の段階、通学時の安全、負担軽減などのほか、主体的に家庭学習を行うなどの学習習慣の形成や、学校に置いていく際の管理などにも配慮しながら、適切に定めていくことが大切であると考えております。

道教委といたしましては、校長会やPTAと連携を図りながら、児童生徒の携行品に係る状況の把握に努め、必要な対応を行うほか、年内に、携行品に係る留意事項や、先進的、効果的な事例、取り扱いなどを取りまとめ、市町村教育委員会及び学校に周知するなどして、引き続き、各学校において児童生徒の実態を踏まえた適切な対応が行われるよう支援してまいります。

以上です。

○**森成之委員** 終わります。

○**沖田清志委員長** 森委員の質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。

これをもって、教育委員会所管にかかわる質疑は終結と認めます。

以上をもって、本分科会に付託されました議案に対する質疑は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**沖田清志委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○**沖田清志委員長** 本分科会を閉じるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は、去る9月28日に設置されて以来、各位の御精励によりまして、本日、本分科会における質疑を終了することができました。

この間、太田副委員長を初め、委員各位には、分科会の運営につきまして格別の御協力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

【第2分科会 11月13日 第5号】

これをもって第2分科会を閉会いたします。（拍手）

午後3時42分閉会